

事業所税 申告のてびき



長崎市

事業所税の申告をされる皆様へ

平素より本市の税務行政につきましては、格別のご協力をいただきお礼申し上げます。

事業所税は、人口、企業の集中が著しい指定都市及び人口30万人以上の都市において、都市環境の整備や改善に充てるために昭和50年に創設された目的税で、市が提供する行政サービスとそこに所在する事業所等との間に受益関係があることに着目して、事業活動の規模に応じて課税されるものです。

事業所税の概要は、事業所等の床面積を対象とする「資産割」と、従業員の給与総額を対象とする「従業者割」からなっており、納税義務者の方が自らその事業所等の内容を申告し、税額等を計算して納付する申告納付制度となっています。

この申告の手引きは、事業所税の基本的な内容を中心に作成しておりますので、参考にしていただければ幸いです。

また、この手引き以外の事例や不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

令和6年4月

—問い合わせ先—

長崎市財務部市民税課 諸税係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（3階）

電話 (095) 829-1133（市民税課直通）

FAX (095) 829-1227

E-mail shiminzei@city.nagasaki.lg.jp

参照条例等凡例

根拠法令名・参照条文等は、次のとおり略号をもって表示してあります。

1. 法令名

- ・ 地方税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
- ・ 地方税法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令
- ・ 地方税法施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・規
- ・ 長崎市事業所税条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・条例

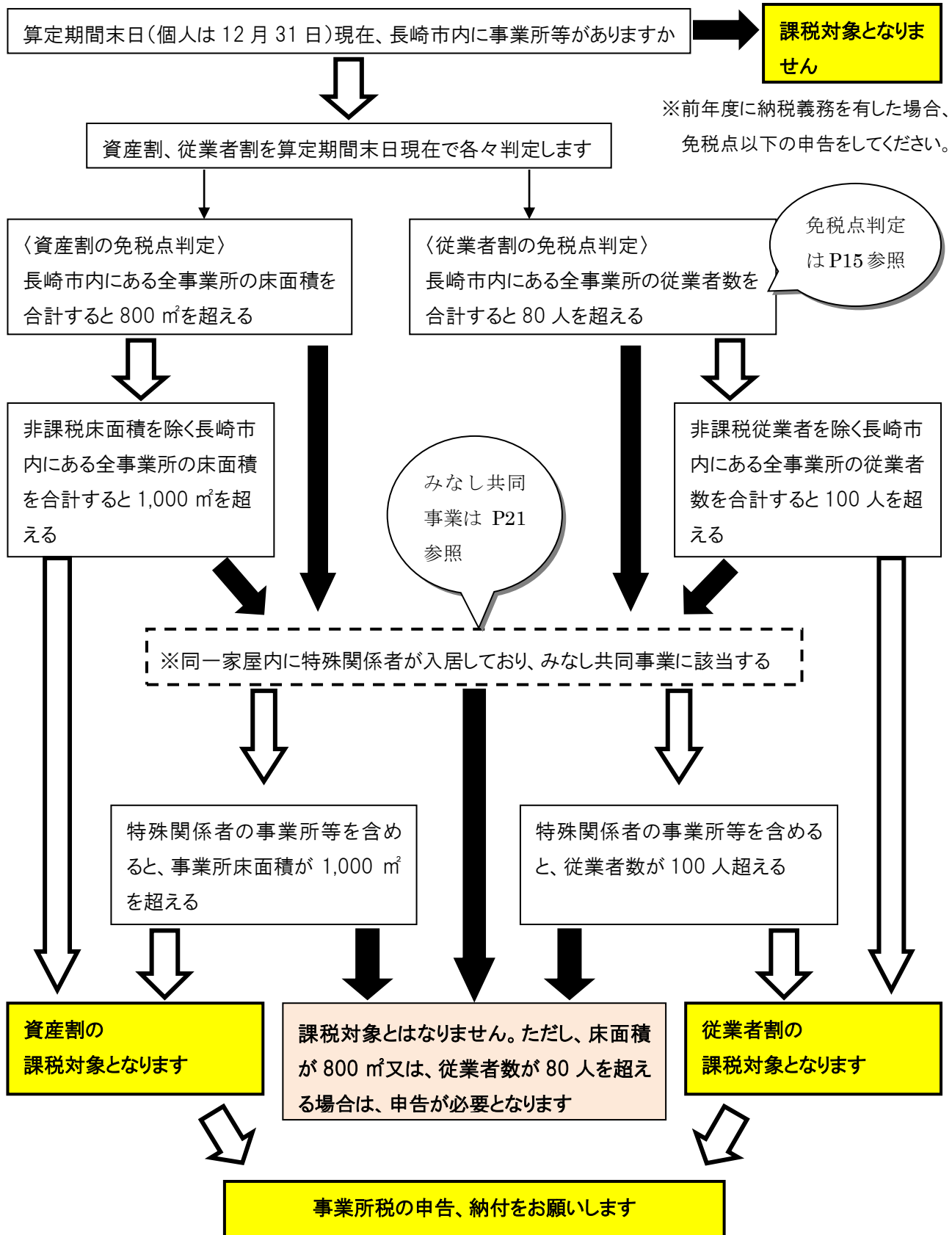
2. 条文の表示

(1) 条、項、号は算用数字で表示します。

(2) 項は算用数字を○で囲み、号は（ ）で表示します。

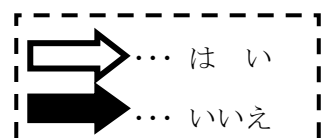
〔例〕 地方税法第701条の34第3項第1号・・・・・・・・法701条の34③(1)
長崎市事業所税条例第11条第1項第1号・・・・・・・・条例11①(1)

事業所税申告納付の流れ



※ 課税標準の算出方法は、P9～P14、P18～20を参照

※ 申告・納付については、P27を参照



目 次

第 1	事業所税の概要	P 4
第 2	事業所税の具体的な取扱い	P 6
	1. 課税対象	P 6
	2. 納税義務者	P 7
	3. 課税標準	P 9
	4. 税率	P 14
	5. 免税点	P 15
	6. 非課税	P 18
	7. 課税標準の特例	P 19
	8. 減免	P 20
	9. みなし共同事業	P 21
第 3	事業所税の申告と納付	P 27
	1. 事業所税の申告・納付	P 27
	2. 更正・決定	P 30
	3. 事業所等の新設・廃止申告	P 30
	4. 事業所用家屋の貸付等申告	P 31
第 4	申告書の記載例	P 32
	1. 事業所税の申告書	P 32
	2. 事業所等の新設・廃止申告書	P 46
	3. 事業所用家屋の貸付等申告書	P 47
	4. 事業所税に係る更正の請求書	P 48
	5. 事業所税減免申請書	P 49
	6. みなし共同事業に係る明細書	P 50
第 5	別 表	
	別表 1：非課税対象一覧表	P 52
	別表 2：課税標準の特例対象一覧表	P 60
	別表 3：減免対象一覧表	P 65

第1 事業所税の概要

1. 事業所税とは

事業所税は、人口・企業が集中し、都市環境の整備及び改善を必要とする都市の行政サービスとそこに所在する事務所・事業所（以下「事業所等」という。）との受益関係に着目して、これらの事業所等に対して特別の税負担を求めるという趣旨で昭和50年に創設された目的税です。

昭和51年度の税制改正で人口基準が30万以上の都市に引き下げられ、長崎市においても昭和51年10月1日から施行しています。【法701条の30】

2. 事業所税の使いみち

- ① 道路、駐車場などの交通施設の整備事業
- ② 公園、緑地などの整備事業
- ③ 上下水道、廃棄物処理施設などの整備事業
- ④ 河川、水路などの整備事業
- ⑤ 学校、図書館などの教育文化施設の整備事業
- ⑥ 病院、保育所などの医療施設、社会福祉施設の整備事業
- ⑦ 公害防止に関する事業
- ⑧ 防災に関する事業
- ⑨ 上記のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業

3. 事業所税が課税されている市

事業所税の課税団体は、人口、企業の集中が著しく都市環境の整備や改善が必要な指定都市等、及び人口30万人以上の都市の77団体となっています。

●東京都・・・特別区の区域

●指定都市・・・札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

●首都圏整備法の既成市街地を有する市 川口市、武蔵野市、三鷹市

●近畿圏整備法の既成都市区域を有する市 守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

●人口 30 万人以上で政令で定める市

〔北海道地方〕	旭川市
〔東北地方〕	秋田市、郡山市、いわき市
〔関東地方〕	宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、 松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
〔中部地方〕	富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、 春日井市、
〔近畿地方〕	大津市、四日市市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、 和歌山市、明石市
〔中国地方〕	倉敷市、福山市
〔四国地方〕	高松市、松山市、高知市
〔九州・沖縄地方〕	久留米市、 長崎市 、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

4. 構 成

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 対 象	事業所等において法人又は個人が行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
税 率	1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 0.25%
免 税 点	※課税標準の算定期間末日時点で判定	
	合計事業所床面積 1,000 m ² 以下	合計従業者数 100 人以下
申 告 義 務	合計事業所床面積 800 m ² を超えた時	合計従業者数 80 人を超えた時
	上記のいずれにも該当しないが、前年度に納税義務を有していた場合	
徴 収 方 法	申 告 納 付	
申 告 納 付 期 限	法 人	事業年度終了の日から 2 ヶ月以内
	個 人	その年の翌年 3 月 15 日まで

第2 事業所税の具体的な取扱い

1. 課税対象

課税対象は、事業所等において法人又は個人の行う事業です。

【法 701 条の 32①】

事業所等とは、それが自己の所有するものだけでなく借りている場合でも事業の必要から設けられた人的、物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

この場合の事業所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事業所等として取り扱うこととされています。

また、事業所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることから、たまたま 2、3 ヶ月程度の一般的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事業所の範囲に入りません。

【Q & A】 課税対象は？

建設業の現場事務所

Q：建設業における現場事務所は課税対象ですか。

A：事業所等と認められるためには、その場所で行われる事業がある程度継続性をもったものでなければならないので、建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性をもった仮設建築物でその設置期間が 1 年未満のものについては、事業所等の範囲に含めません。

貸ビルの空室

Q：貸ビルに空室がある場合、その空室となっている部分は課税の対象となりますか。

A：貸ビルに空室がある場合には、その部分は事業に係る事業所税の課税対象になりません。

使用予定のない倉庫

Q：新しく事務所及び倉庫を建築したが、既存の倉庫については、取壊し費用が高額となるため放置してあり、使用する予定もない。この既存の倉庫についても課税対象になりますか。

A：事業所税は、現に事業に使用しているものについて課税するものですから、事例のように使用もされず、現に廃棄同然のものについては、課税の対象外として取り扱います。

2. 納税義務者

納税義務者は、長崎市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。
【法 701 条の 32①】

納税義務者の認定に当たっては、次の点に留意してください。

(1) 共同事業

共同して事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。

なお、この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。
【法 10 条の 2①、令 56 条の 51①、令 56 条の 75①】

(2) みなし共同事業

特殊関係者を有する者の事業と当該特殊関係者が行う事業とが同一家屋内で行われている場合、当該特殊関係者の事業は共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。この場合、特殊関係者を有する者の免税点判定は、当該共同事業とみなされた者と、その本来の事業とを合算して行うこととなりますが、課税標準の算定においては合算されません。

【法 701 条の 32②、法 10 条の 2①、令 56 条の 51②、令 56 条の 75②】

※ 詳しくは、21 ページ「9. みなし共同事業」を参照してください。

(3) 人格のない社団等

人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの）は、法人とみなして、法人に関する規定が適用されます。
【法 701 条の 32③】

(4) 実質課税の原則

法律上事業所等において事業を行うと認められる者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っているとは認められる場合には、当該他の者が納税義務者となります。

【法 701 条の 33】

(5) 貸ビル等

貸ビル等の所有者ではなく、その全部又は一部を借りて事業を行う者は納税義務者となります。
【依命通達第 9 章 3 (4) ア】

(6) 清算中の法人

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。

【依命通達第 9 章 3 (4) ア】

【Q & A】 納税義務者はだれ？

特殊関係者の行う事業

Q：相互に同族会社の関係にあるA、B、C3社が同一ビルで事業を営んでいる場合、3社の代表者は同一人で、A社が建物を所有し、B、C社はその一部を借りているときには、A、B、C3社の行う事業は特殊関係者の行う事業として共同事業とみなされるのですか。

A：設問の場合、3社が相互に特殊関係者であり、A、B、C社はいずれも特殊関係を有する者であることとなります。このような場合、本来1社が行うべき事業を租税回避の目的で3社に分割して事業を行うなど、事業所税の負担を減少させる結果となるときは、これら3社の行う事業は1社が単独で行うものとみなされて免税点の判定や税額の算定が行われることとされています。

ビルメンテナンス会社の使用部分

Q：ビルの管理業務の一部を委託したビルメンテナンス会社を使用する次の部分はビルメンテナンス会社の事業部分であると解してよいですか。

なお、当該部分の使用に関して特に賃貸借契約は締結しておらず、ビルメンテナンス会社が無償で使用しています。

- (1) 清掃作業人の詰所
- (2) 清掃用具の保管室
- (3) ガードマンの詰所、宿直室
- (4) 守衛室
- (5) 空調機器等の操作、監視作業人の詰所、事務所

A：(1) から (5) に掲げる詰所等の部分は、ビルメンテナンス会社の事業所部分でなく、当該ビルにおいて事業を行う者の事業所等です。

デパート等のケース貸し

Q：デパートの売場において、いわゆるケース貸しとして他の事業者営業させている場合、当該部分に係る資産割はだれに課税されるのですか。

A：デパート等におけるケース貸しに係る部分は、当該床面積の使用について賃貸借が締結され、賃借人が当該部分の使用権を有する場合を除き、当該部分については、デパート等の経営者が納税義務者となります。

指定管理者事業の事業主体

Q：指定管理者事業を行っている場合、公の施設なので事業所税は課税されませんか。

A：県、市から公の施設の指定管理者として指定された事業者は、利用料金制度をとっており、その収入を自己に帰属できる場合、県、市から受け取る負担金等と利用料金収入との割合を比較して、利用料金収入が全体の収入のおおむね5割を超える場合にはその指定管理事業は当該指定管理者の事業となり、事業所税が課税されます。

3. 課税標準

(1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積とされています。ただし、当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積を課税標準とします。
【法701条の31①(2)、法701条の40①】

① 課税標準の算定期間

法人にあつては事業年度、個人にあつては1月1日から12月31日までの期間をいいますが、年の途中で事業を開始、または廃止した場合には、次のようになります。

【法701条の31①(7)、法701条の31①(8)】

法人の場合	事業年度	
個人の場合	原則	1月1日から12月31日まで
	年の途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
	年の途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
	年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日まで

② 事業所床面積

事業所用家屋の延床面積をいいます。

【法701条の31①(4)、令第56条の16】

ア 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。

イ 家屋とは、固定資産税における家屋（法341条①(3)）をいい、不動産登記法上の建物の概念と同意義であり、建物登記簿に登記されるべき建物をいいます。

ウ 自己所有であるか賃貸かを問わず、現に事業を行っている者の事業所等として取り扱います。

③ 共用部分

1つの家屋を2つ以上の事業者が使用する場合に、専ら事業所等の用に供する部分（専用部分）に係る廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター等、共同で使用する部分を共用部分とします。

※共用部分がある場合、各事業所の事業所面積は次の算式により計算します。

$$\text{当該事業者の事業所床面積} = \text{当該事業者の専用部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}{\text{共用部分を共用する事業者すべての専用部分の合計床面積}}$$

【共用部分の算出の具体例】

空調機 械室	エレベ ーター	階 段	廊下	B社 1,000 m ²
A社 1,500 m ²				

〔床面積の内訳〕

- ・建物の延床面積：3,700 m²
- ・A社の専用面積：1,500 m²
- ・B社の専用面積：1,000 m²
- ・共用部分の面積：1,200 m²
(階段・廊下・エレベーター・空調機
械室)

(計算式)

$$\text{A社の事業所床面積} = 1,500 \text{ m}^2 + \frac{\text{共用部分面積}}{1,500 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2} \times 1,500 \text{ m}^2 = 2,220 \text{ m}^2$$

$$\text{B社の事業所床面積} = 1,000 \text{ m}^2 + \frac{\text{共用部分面積}}{1,500 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2} \times 1,000 \text{ m}^2 = 1,480 \text{ m}^2$$

※B社が住宅または空室の場合でも、専用部分として計算するため、A社の事業所床面積は上記と変わりません。

※数階建てのビルの場合でも、各階ごとの計算とはならず、すべての階の専用部分と共用部分をまとめて計算・按分を行います。

④ 課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設・廃止があった場合、課税標準は月割計算によって計算します。

(注) 事業所等の新設・廃止とは、一単位で事業が行われる支店や営業所等のことで、同じ敷地内に別棟を増築又は取り壊した場合や、同じビル内で新たに別の部屋を借りたり、部屋を返したりした場合は、新設・廃止ではなく、同一事業所内での事業所の拡張・縮小として取り扱われます。

事業所等を年の途中で新設した場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{算定期間の末日現在の事業所床面積} \times \text{新設した月の翌月から算定期間末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

※年度中途での新設の月割計算は、新設した月の翌月からの月割となりますのでご注意ください。

事業所等を年の途中で廃止した場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{廃止の日における事業所床面積} \times \text{算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

事業所等を年の途中で新設され、かつ、廃止した場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{廃止の日における事業所床面積} \times \text{新設した月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

【事業所等を年の中途で新設した場合の具体例】

A社は長崎市内に本社があり、事業年度の中途の10月25日にa支店を新設した。

- ・決算3月31日
- ・本社面積2,500 m²
- ・a支店1,200 m²

(計算式)

新設した月の翌月から算定期間末日の属する月までの月数(11月から3月まで)

- ・a支店の課税標準 $1,200 \text{ m}^2 \times 5 / 12 = 500 \text{ m}^2$
- ・課税標準となる事業所床面積 $2,500 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 = 3,000 \text{ m}^2$

【事業所等を年の中途で廃止した場合の具体例】

B社は長崎市内に本社と支店があり、事業年度の中途の10月25日にb支店を廃止した。

- ・決算3月31日
- ・本社面積1,500 m²
- ・b支店1,200 m²

(計算式)

算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数(4月から10月まで)

- ・b支店の課税標準 $1,200 \text{ m}^2 \times 7 / 12 = 700 \text{ m}^2$
- ・課税標準となる事業所床面積 $1,500 \text{ m}^2 + 700 \text{ m}^2 = 2,200 \text{ m}^2$

※ 長崎市外において継続的に事業は行われているが、事業所等の廃止により課税標準の算定期間の末日において長崎市内に事業所等を有しなくなった場合又は課税標準の算定期間の末日において事業所床面積が免税点以下となった場合は、納税義務はなくなり当該廃止事業所等については月割計算する必要はありません。

⑤ 同一事業所内での拡張・縮小

同一事業所内での拡張(増築・新築)、縮小(解体)などの事由に伴い、課税標準の算定期間中に事業所床面積に「異動」が生じた事業所等については、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等に係る課税標準となります。

【事業所等を同一事業所内に増築(新築)した場合の具体例】

A社は長崎市内の事務所で事業を行っていたが、10月1日に同一事業所内に新たに倉庫を増築した。

- ・決算3月31日
- ・本社面積900 m²(免税点以下)
- ・増築倉庫面積400 m²

(計算式)

- ・課税標準となる事業所床面積 $900 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 = 1,300 \text{ m}^2$

※ 同一事業所内での拡張、縮小は月割計算とはならず、算定期間末日現在の面積が課税標準となり、当該床面積で1年分を計算することとなりますのでご注意ください。

⑥ 休止中の施設の取扱い

建物は現存しているが、操業を縮小している工場、事務所については、事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日前6ヶ月以上事業を休止していたと認められる施設の床面積は課税標準に含めないものとして取り扱われます。

ただし、免税点の判定を行う場合には、その床面積を含めて判定します。

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、長崎市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。

【法701条の31①(3)、法701条の40①】

① 従業者給与総額

事業所等の従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいますが、年金、退職金、恩給、保険外交員等の事業所得等は含みません。

【法701条の31①(5)】

【Q & A】 従業者給与総額の範囲は？

通勤手当、住居手当等の取扱い

Q：次の手当等は、従業者給与総額に算入すべきものですか。

- | | |
|--------------|--------------|
| ①通勤手当 | ④観劇等の入場券の交付 |
| ②住居手当 | ⑤永年勤続者の表彰記念品 |
| ③レクリエーションの費用 | ⑥食事代（食券交付） |

A：従業者給与総額の範囲は、所得税法上の給与所得の範囲とほぼ同様ですので、①②の手当も原則として従業者給与総額に含みますが、同法上、通勤手当については、一般の通勤者に通常必要であると認められる部分の金額については算入しません。なお、③～⑥については、従業者給与総額に算入しません。

従業者給与総額の算定と発生主義

Q：従業者割の課税標準は従業者給与総額とされていますが、その算定にあたっては、発生主義と現金主義のいずれによって算定するのですか。

A：従業者給与総額の算定は、会計処理上のいわゆる発生主義で算定すべきものです。したがって、現実に従業者に給与が支払われなくとも、会計上未払金として計上されているものについては、従業者給与総額に算入されます。

なお、未だ支払義務が発生していない期末賞与等について、引当金として計上されている場合は、未払金として計上されていないのですから従業者給与総額に含まれません。

② 従業者割の特例

ア 障害者及び年齢 65 歳以上の従業者

役員以外の年齢が 65 歳以上の従業者及び役員以外の障害者については、雇用の安定と促進に資する見地から、これらの者を従業者から除き、従業者割を課さないことになっています。(非課税として取り扱う) **【法 701 条の 31①(5)】**

なお、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正が平成 18 年 4 月 1 日から施行され段階的に 65 歳までの雇用機会の確保、高年齢者等の再就職の強化等の措置が講じられていることから事業所税の非課税措置についても次のように段階的に引き上げられています。 **【平成 17 年改正法附則第 9 条 事業所税に関する経過措置】**

非課税措置が変更となる事業年度または個人の年分	非課税年齢
平成 18 年 4 月 1 日以後開始する法人の事業年度または個人の年分	62 歳以上
平成 19 年 4 月 1 日以後	63 歳以上
平成 22 年 4 月 1 日以後	64 歳以上
平成 25 年 4 月 1 日以後	65 歳以上

イ 雇用改善助成対象従業者

年齢が 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させるための訓練を受けた者については、高年齢者の雇用の安定と促進に資する見地から、これらの者に係る給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を従業者給与総額から控除することになっています。(特例控除として取り扱う) **【法 701 条の 31①(5)】**

なお、ア、イの従業者の判定については、その従業者に対して給与等が支払われる時の現況によります。 **【法 701 条の 31②】**

【Q & A】 従業者割の非課税部分とは？

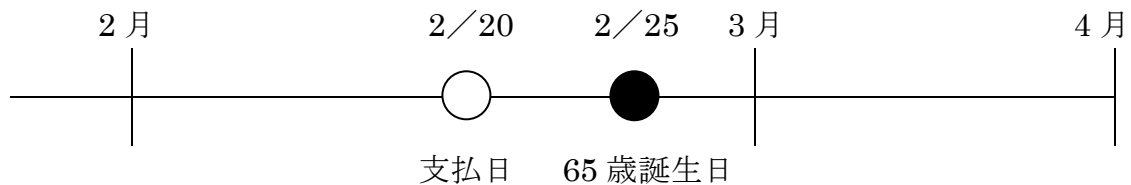
65 歳以上の従業者の判定

Q：A社（3月決算）には、従業者が120名おり、その内1名は2月25日に65歳の誕生日を迎えました。毎月1日から末日分の給与等を、同月の20日に支払う場合と、翌月の10日に支払う場合、課税標準の算定において、従業者給与総額から控除されるべき給与等はいつの支払分からですか。

A：課税標準の算定において、従業者の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、年齢65歳以上の者に該当することとなる従業者について、その従業者に係る給与等のうち、当該期間以降に係る給与等の額を控除するものです。

(例1)

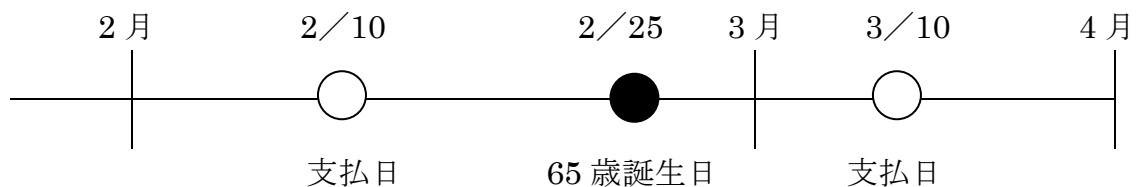
毎月1日～末日分をその月の20日に支払う場合



※2月20日支払分から従業者給与総額から控除される。

(例2)

毎月1日～末日分を翌月の10日に支払う場合



※3月10日支払分から従業者給与総額から控除される。

4. 税 率

事業所税の税率は、次のとおりです。

【法701条の42】

資産割	事業所床面積1㎡につき600円
従業者割	従業者給与総額の100分の0.25

5. 免 税 点

事業所税の免税点は、次のとおりです。

【法 701 条の 43①】

資 産 割	長崎市内に所在する各事業所等の合計床面積が 1,000 m ² 以下である場合には資産割は課税されません。
従業者割	長崎市内に所在する各事業所等の合計従業者数が 100 人以下である場合には従業者割は課税されません。

(注) ただし、免税点以下でも事業所等の合計床面積が 800 m²を超えるか、又は合計従業者数が 80 人を超える場合には、申告書を提出しなければなりません。 【条例 8 条②(2)】

(1) 免税点の判定

資産割、従業者割の免税点判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

【法 701 条の 43③】

(2) みなし共同事業に係る免税点判定

「みなし共同事業」に該当する事業所等については、事業所床面積又は従業者数を各共同事業者の単独の事業として合算し、免税点の判定を行います。

詳しくは、21 ページ「9. みなし共同事業」を参照してください。

(3) 免税点判定の留意事項

資産割・・・事業所床面積から非課税部分の床面積を控除した後の面積で判定

従業者割・・・従業者数から非課税に係る従業者数を控除した後の従業者数で判定

① 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合、資産割の免税点判定は、あくまでも算定期間の末日の現況により行いますので、たとえ、算定期間中に 1,000 m²を一時的に超えても、算定期間の末日現在で 1,000 m²以下であれば課税されません。共用部分がある場合は、共用部分を含んだ面積で判定します。

② 算定期間を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、算定月の平均従業者数より、算定期間の末日現在の従業者数を計算します。

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在の従業者の合計数}}{\text{算定期間の月数}}$$

なお、従業者の数に著しい変動がある事業所等とは、算定期間中の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の 2 倍を超える事業所等です。

【法 701 条の 43④、令 56 条の 73①】

特殊な勤務形態にある従業者

従業者		免税点の判定	課税標準の算定
65歳以上の者（役員を除く）		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
課税標準の算定期間の中で満65歳になった者		従業者に含めない。	65歳に該当する前の給与等まで含める。
障害者（役員以外）		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
アルバイト等	常勤の臨時従業者（嘱託）	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	日々雇用の臨時従業者（注1）	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	短時間勤務の従業者（パートタイマー）（注2）	従業者に含めない。	従業者給与総額に含める。
役員	無給の役員	従業者に含めない。	
	数社の役員を兼務する兼務役員	それぞれの会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
	長崎市外の事務所の役員と兼務している役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
	65歳以上の使用人兼役員	従業者に含める。	使用人、役員両方の給与を従業者給与総額に含める。
	非常勤の役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
保険の外交員		事業所得のみならば従業者に含めないが、所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める。	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。
出向者（注3）	出向元が給与を支払う。	出向元の従業者に含める。	出向元の従業者給与総額に含める。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う。	出向先の従業者に含める。	出向先の従業者給与総額に含める。
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
外国又は長崎市外に長期派遣又は長期出張している者（注4）		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
休職中の従業者		算定期間中に全く給与の支払を受けなかった場合を除き、従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
中途退職者		従業者に含めない。	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める。
常時船舶の乗組員		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
派遣法に基づく派遣労働者（注5）		派遣元の従業者に含める。	派遣元の従業者給与総額に含める。

(注 1) 日々雇用の臨時従業者

雇用期間の長短に関係なく、当該事業所等の通常の勤務時間と同等の時間の勤務をすることとして雇用されている者が該当します。

(注 2) 短時間勤務の従業者(パートタイマー)

雇用期間の長短ではなく、当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務(勤務時間 6 時間程度以下のもの)をすることとして雇用されている者が該当します。

※ 注 1 については、雇用期間は短いですが課税標準の算定期間の末日に雇用されていれば、免税点の判定に含め、注 2 については、年間を通じて雇用していても免税点の判定には含まないものである。ただし、注 1 については、課税標準の算定期間の末日に雇用されていないが、従業者の数に著しい変動がある場合については、15 ページ(3)の②により算定月の平均により計算され、免税点の判定に含まれます。

(注 3) 出向・・・出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

(注 4) 長期・・・課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

出張・・・企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業者等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

(注 5) 派遣法・・・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

派遣・・・派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

なお、課税区域外へ派遣されている場合は、免税点の判定には含めず、その期間中に支払われた給与についても従業者給与総額から除きます。

6. 非課税

非課税とは、事業所税の創設の趣旨、目的、性格等から事業所税を課すべきではないと考えられるものについて特別の措置を講じたものです。

(1) 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあり、その範囲は別表 1 (52~59 ページ) のとおりです。

(2) 非課税の適用

ア 非課税の判定

非課税の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業が廃止された場合には、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより行います。 【法 701 条の 34⑥】

イ 公益法人等が収益事業と収益事業以外を併せ行う場合

公益法人等が同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業を行う場合、非課税部分を区分することができないときは、当該公益法人等が法人税法施行令第 6 条の規定により区分して行っている経理に基づきこれを算定します。

【法 701 条の 34⑦、令 56 条の 23】

ウ 非課税の適用を受ける事業と受けない事業とに従事する従業者がいる場合

非課税の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

【令 56 条の 49】

7. 課税標準の特例

課税標準の特例とは、事業所税の創設の趣旨、目的、性格等から事業所税を軽減すべきものと考えられるものについて特別の措置を講じたものです。

(1) 課税標準の特例の範囲

事業所には、非課税と同様に人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例があります。具体的には、別表 2 (60~63 ページ) の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

(2) 課税標準の特例の適用

ア 課税標準の特例の判定

課税標準の特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、算定期間の末日の現況により行います。

なお、算定期間の中途において事業所等が廃止された場合、廃止の直前に行われた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかにより行います。

【法 701 条の 41③】

イ 課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合

課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。 【法 701 条の 41④、令 56 条の 67】

ウ 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

別表 2 に掲げた課税標準の特定規定のうち 2 以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。 【令 56 条の 71】

適用順位	適用条項
1	法第 701 条の 41 第 1 項
2	法第 701 条の 41 第 2 項

(注 1) 適用順位に従い第 1 項の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定を適用します。

(注 2) 法第 701 条の 41 第 1 項各号の重複適用はありません。

8. 減 免

減免とは天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認められる者その他特別の事情がある者に限り、指定都市等の長の行政処分によって事業所税を軽減させるものです。

(1) 減免の範囲

本市においては、地方税法上非課税又は課税標準の特例の適用を受ける施設との均衡を考慮して、下記の掲げる項目に該当するものについて減免措置を講じることとしています。詳細については別表 3（65~67 ページ）に掲げる施設となっています。

【条例 11 条①】

(2) 減免の適用

ア 減免の申請期限

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに「事業所税減免申請書」（49 ページ）を提出してください。

【条例 11 条②】

イ 減免の判定

減免の適用を受ける者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の判定をします。

9. みなし共同事業

あなた又は貴社に「特殊関係者」がおり、その「特殊関係者」があなた又は貴社と同一の家屋内で事業を行っている場合はみなし共同事業となります。その場合、あなた又は貴社には「特殊関係者」の事業分も含めて免税点判定を行っていただきます。また、当該特殊関係者の事業は共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課せられます。

【法 701 条の 32②】

(1) みなし共同事業

あなた又は貴社の行う事業がみなし共同事業にあたるかどうかについては、次の 2 点についてご確認ください。みなし共同事業に該当する場合はみなし共同事業に係る明細書（記載例 50 ページ）を提出してください。

- ① あなた又は貴社が事業を行う家屋内で他の事業者が事業を行っているか
- ② ①の他の事業者はあなた又は貴社の「特殊関係者」であるか

(2) 特殊関係者

配偶者、親族、その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社（非同族の同族会社を含む）のことを「特殊関係者」、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

※「同族会社」とは、法人税法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する同族会社をいいます。具体的には会社の株主等（自己の株式又は出資を有する会社を除きます。）の 3 人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその会社をいいます。したがって、同族会社であるかどうかの判定は、法人税と同様に株主等の 3 人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人、法人（株主グループ）を含めて、その保有する株式の総数、出資の金額、議決権の数又は社員の数（合名会社、合資会社又は合同会社に限りません。）により行うこととなります。

例えば、個人と姻戚関係にある者や法人の親会社、子会社関係等による法人税法上の同族会社等が「特殊関係者」や「特殊関係者を有する者」にあたります。

「特殊関係者」の範囲は次ページの①～⑦のいずれかに該当する者になります。

(3) 免税点判定

みなし共同事業を行っている事業者である「特殊関係者を有する者」は「特殊関係者」の事業所床面積又は従業者数を含めて免税点判定を行います。

【特殊関係者の範囲】

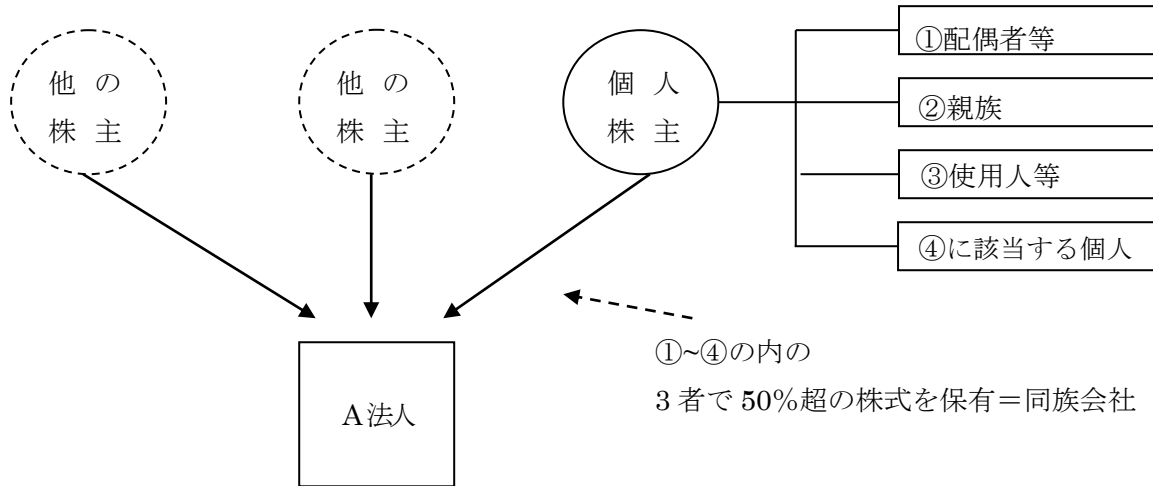
※表中の「判定対象者」とは、「特殊関係者を有するかどうかの判定すべき者」をいいます。

区分	特殊関係者		法令・例
①	個人	判定対象者の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、直系血族及び兄弟姉妹	令 56 条の 21 ① (1) 例 1, 5 参照
②	個人	判定対象者の 6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族(配偶者、直系血族及び兄弟姉妹以外の者) で、次に掲げる者 (ア) 判定対象者と生計を一にする者 (イ) 判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者	令 56 条の 21 ① (2) 例 1 参照
③	個人	判定対象者の使用人その他の個人（上記（ア）及び（イ）に該当する者以外の者）で、判定対象者から受ける特別の金銭等により生計を維持している者	令 56 条の 21 ① (3) 例 1 参照
④	個人	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人（上記①及び②に該当する者以外の者）及び判定対象者と上記①、②及び③のいずれかに該当する関係のある個人	令 56 条の 21 ① (4) 例 1 参照
⑤	個人	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と前記①から④までのいずれかに該当する関係がある個人	令 56 条の 21 ① (5) 例 1, 3, 5 参照
⑥	法人	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社	令 56 条の 21 ① (6) 例 1, 2, 3, 4, 5, 6 参照
⑦	法人	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社	令 56 条の 21 ① (7) 例 4, 5, 6 参照

- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と前記①から④までのいずれかに該当する関係がある個人

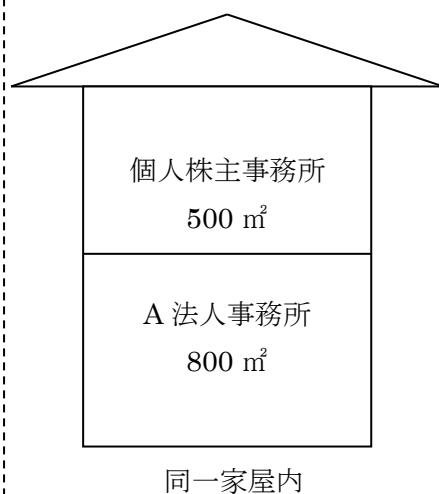
【令 56 条の 21①(5)】

(例 1)



判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A 法人	A 法人	個人株主、①、②、③、④	令 56 条の 21①(5)
個人株主	個人株主	①	令 56 条の 21①(1)
		②	令 56 条の 21①(2)
		③	令 56 条の 21①(3)
		④	令 56 条の 21①(4)
		A 法人	令 56 条の 21①(6)

例 1 の具体例



《計算例》

- A 法人が判定対象者である場合

- ・ A 法人の免税点判定

特殊関係者を有する者 + 特殊関係者 = 判定面積
 $800 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 = 1,300 \text{ m}^2$ (免税点超)

- ・ A 法人の税額計算

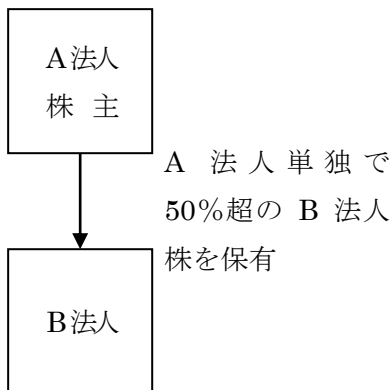
課税標準床面積 × 税率 = 税額
 $800 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 480,000 \text{ 円}$

- ※ 特殊関係者を有する者は特殊関係者分を免税点判定に含めますが、税額計算は自社の課税標準のみから算出します。

⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

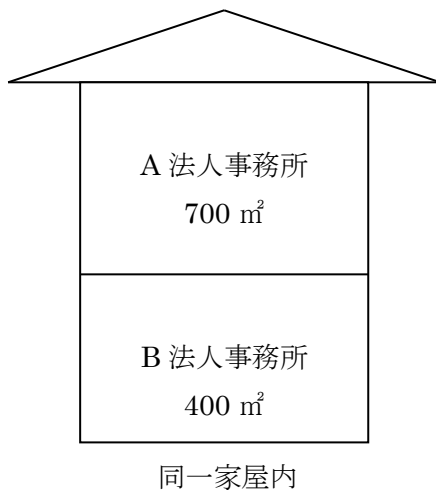
【令 56 条の 21①(6)】

(例 2)



判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
		B 法人	令 56 条 21①(6)
A 法人	A 法人	B 法人	令 56 条 21①(6)
B 法人	—	—	—

例 2 の具体例



《計算例》

○ A 法人が判定対象者である場合

・ A 法人の免税点判定

特殊関係者を有する者 + 特殊関係者 = 判定面積
700 m² + 400 m² = 1,100 m² (免税点超)

・ A 法人の税額計算

課税標準床面積 × 税率 = 税額
700 m² × 600 円 = 420,000 円

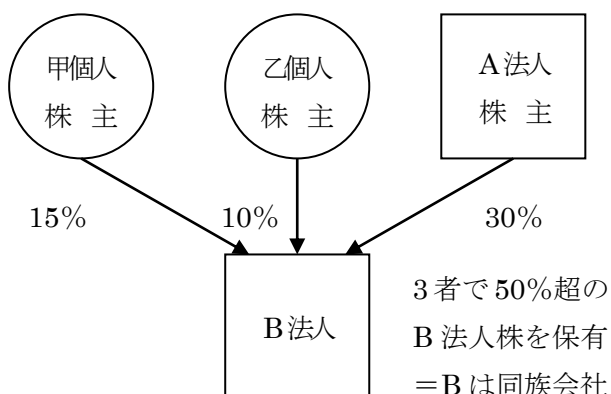
○ B 法人が判定対象者である場合

・ B 法人の免税点判定

事業所面積 400 m² ≤ 1,000 m² (免税点以下)

※ B 法人が判定対象者の場合、A 法人(親会社)は B 法人(子会社)の特殊関係者とはならないため、同一家屋内で事業をしても免税点判定には加えません。

(例 3)



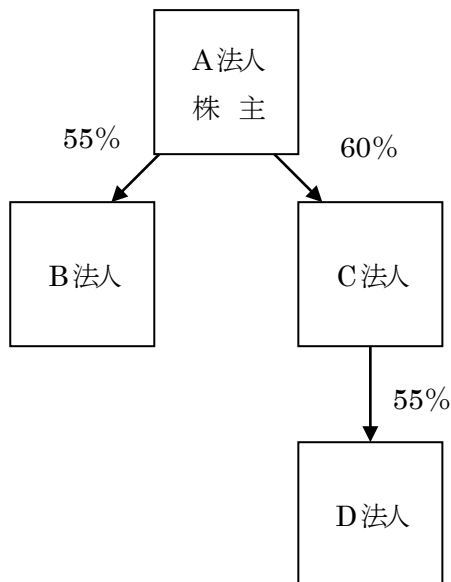
判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
		B 法人	令 56 条の 21①(6)
甲個人	甲個人	B 法人	令 56 条の 21①(6)
乙個人	乙個人		
A 法人	A 法人		
B 法人	B 法人	甲個人、乙個人	令 56 条の 21①(5)

※例 3 の A 法人の計算は例 2 の A 法人の場合と、B 法人の計算は例 1 の A 法人の場合と同様です。

- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

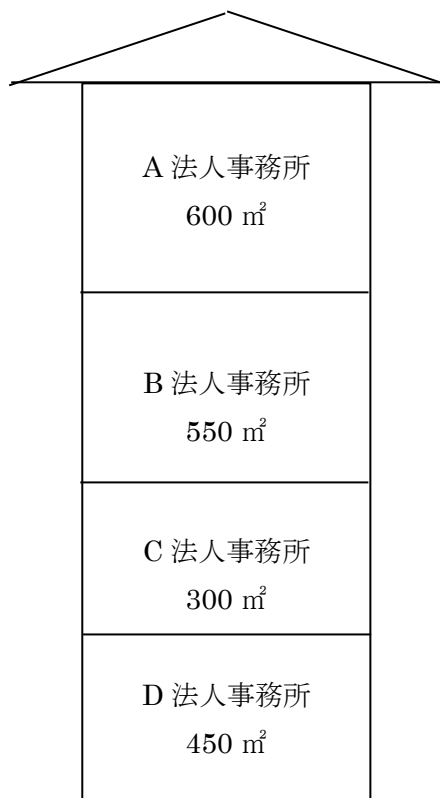
【令 56 条の 21①(7)】

(例 4)



判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A 法人	A 法人	B 法人、C 法人	令 56 条の 21①(6)
B 法人	B 法人	C 法人、D 法人	令 56 条の 21①(7)
C 法人	C 法人	D 法人	令 56 条の 21①(6)
		B 法人	令 56 条の 21①(7)
D 法人	—	—	—

例 4 の具体例



《計算例》

- A 法人が判定対象者である場合

- ・ A 法人の免税点判定

$$\text{特殊関係者を有する者} + \text{特殊関係者} = \text{判定面積}$$

$$600 \text{ m}^2 + (550 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2) = 1,450 \text{ m}^2 \text{ (免税点超)}$$

- ・ A 法人の税額計算

$$\text{課税標準床面積} \times \text{税率} = \text{税額}$$

$$600 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 360,000 \text{ 円}$$

- B 法人が判定対象者である場合

- ・ B 法人の免税点判定

$$550 \text{ m}^2 + (300 \text{ m}^2 + 450 \text{ m}^2) = 1,300 \text{ m}^2 \text{ (免税点超)}$$

- ・ B 法人の税額計算

$$550 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 330,000 \text{ 円}$$

- C 法人が判定対象者である場合

- ・ C 法人の免税点判定

$$300 \text{ m}^2 + (550 \text{ m}^2 + 450 \text{ m}^2) = 1,300 \text{ m}^2 \text{ (免税点超)}$$

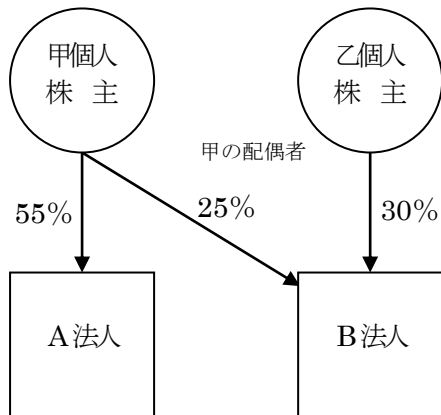
- ・ C 法人の税額計算

$$300 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 180,000 \text{ 円}$$

※ B 法人(A 法人の子会社)の免税点判定に A 法人(親会社)は含めませんが、C 法人(兄弟会社)及び D 法人(兄弟会社の子会社)は含めます。

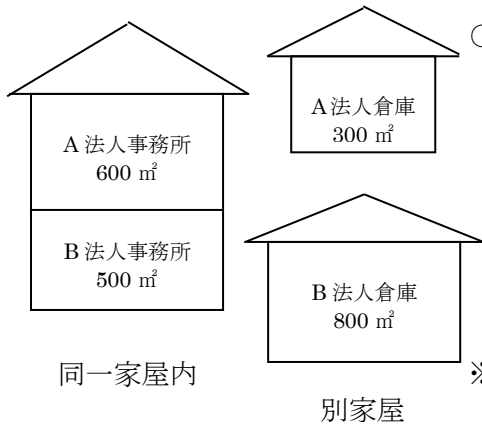
※ D 法人は例 2 の B 法人と同様に特殊関係者はいません。

(例 5)



判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
甲個人	甲個人	乙個人	令 56 条の 21①(1)
		A 法人、B 法人	令 56 条の 21①(6)
乙個人	乙個人	甲個人	令 56 条の 21①(1)
		B 法人	令 56 条の 21①(6)
A 法人	A 法人	甲個人、乙個人	令 56 条の 21①(5)
		B 法人	令 56 条の 21①(7)
B 法人	B 法人	甲個人、乙個人	令 56 条の 21①(5)
		A 法人	令 56 条の 21①(7)

例 5 の具体例



《計算例》

○ A 法人が判定対象者である場合

・ A 法人の免税点判定

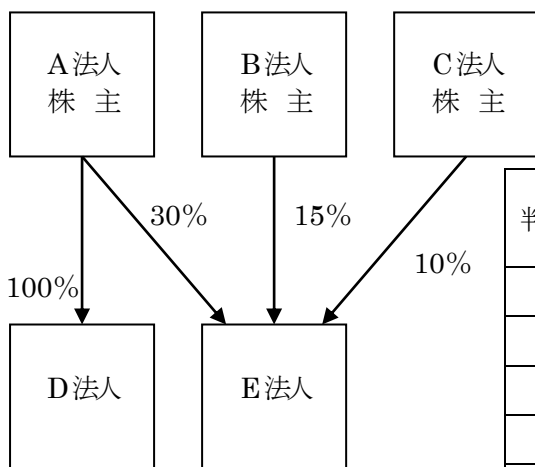
特殊関係者を有する者 + 特殊関係者 = 判定面積
 $(600 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2) + 500 \text{ m}^2 = 1,400 \text{ m}^2$ (免税点超)

・ A 法人の税額計算

課税標準床面積 × 税率 = 税額
 $(600 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2) \times 600 \text{ 円} = 540,000 \text{ 円}$

※ 市内に所在する自社の事業所は全て含むことになります。

(例 6)



判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者	
A 法人	A 法人	D 法人、E 法人	令 56 条の 21①(6)
B 法人	B 法人	E 法人	令 56 条の 21①(6)
C 法人	C 法人	E 法人	令 56 条の 21①(6)
D 法人	—	—	—
E 法人	E 法人	D 法人	令 56 条の 21①(7)

※例 5 の A 法人と例 6 の D 法人の違いに注意

例 6 の D 法人の同族会社の基礎となった株主は A 法人のみであり、A 法人単独で保有株式が 50% を超える他の法人がないため、D 法人は特殊関係者は存在しない。

第3 事業所税の申告と納付

1. 事業所税の申告・納付

事業所税の申告には、「事業所税の申告」、「事業所等の新設・廃止申告」、「事業所用家屋の貸付等申告」があります。

それぞれの申告の概要は、下表のとおりです。

申告区分	申告義務者	要件	申告(納付)期限	申告先	申告書の記載例
納付申告	事業を行う者	事業所等の合計床面積が1,000 m ² を超える場合又は合計従業者数が100人を超える場合	(法人) 事業年度終了の日から2ヶ月以内	長崎市役所 市民税課 諸税係	納付申告書 (34～45 ページ)
免税点以下申告		事業所等の合計床面積が800 m ² を超える場合又は合計従業者数が80人を超える場合	(個人) 翌年3月15日まで		
事業所等の新設・廃止申告	事業所等を新設又は廃止した場合	新築又は廃止した日から1ヶ月以内	事業所等新設・廃止申告書 (46 ページ)		
事業所用家屋の貸付等申告	事業所用家屋の貸付を行う者	事業所用家屋の全部又は一部を貸付けている場合	貸付日又は異動日から1ヶ月以内		事業所用家屋貸付等申告書 (47 ページ)

(申告期限)

法律又は条令で定める申告期限が、休日、土曜日又は12月29日～1月3日に該当するときは、これらの日の翌日が申告期限となります。

(1) 申告義務者

申告義務者は、長崎市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次の①又は②の要件に該当する方です。 【法 701 条の 46、法 701 条の 47】

① 納付申告

課税標準の算定期間の末日現在において、非課税に該当するものを除き、長崎市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積が 1,000 m²を超える場合又は合計従業者数が 100 人を超える場合

なお、この場合は申告とともにその税額を納付してください。

② 免税点以下申告

次のア、イ、ウのいずれかに該当する場合は、課税にはなりません申告は必要です。

【条例 8 条②】

ア 前事業年度又は前年の個人に係る課税期間において、事業に係る事業所税の税額があった場合

イ 課税標準の算定期間の末日現在において長崎市内に所在する事業所等の合計事業所床面積が 800 m²を超える場合

ウ 課税標準の算定期間の末日現在において長崎市内に所在する事業所等の合計従業者数が 80 人を超える場合

(2) 申告納付期限

【法人】・・・各事業年度終了の日から 2 ヶ月以内

【個人】・・・翌年 3 月 15 日までに申告・納付してください。

ただし、個人が年の途中で事業を廃止した場合は、当該廃止の日から 1 ヶ月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は 4 ヶ月以内です。

【法 701 条の 46①、法 701 条の 47①、条例 8 条①】

なお、法律又は条令で定める申告期限が、休日、土曜日、12 月 29 日～1 月 3 日に該当するときは、これらの日の翌日が申告納付期限となります。

(3) 申告先・納付場所

① 申告先は、長崎市役所市民税課諸税係です。

② 納付先は、納付書に記載されている金融機関、長崎市役所収納課、各地域センター、各地区事務所及び各事務所です。

(4) 期限後申告

申告期限後においても決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

【法 701 条の 49①】

(5) 修正申告

申告書若しくは修正申告書を提出した者又は更正若しくは決定を受けた者は、それらの課税標準額又は税額について不足額のある場合には、遅滞なく修正申告書を提出するとともにその増加した税額を納付しなければなりません。 【法 701 条の 49②】

(6) 更正の請求

すでに確定した申告税額等が法令の規定に従っていなかった場合、又はその計算に誤りがあったことにより納付税額が過大であった場合には、法定納期限から 5 年以内に限り更正の請求ができます。

なお、更正の請求は「事業所税に係る更正の請求書」(48 ページ)を提出してください。 【法 20 条の 9 の 3①】

(7) 延滞金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合には、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金が加算されます。 【法 701 条の 60】

ア 納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間…年 7.3%以内

イ その後の期間について…年 14.6%以内

※ただし、税額 1,000 円未満の端数は切捨て、税額の全額が 2,000 円未満のときは、その金額を切捨てます。

(8) 加算金

申告期限内に申告のない場合には不申告加算金（原則として税額の 15%）が、申告もれのある場合には過少申告加算金（原則として税額の 10%）が課されます。

ただし、不申告加算金が課される前の税額が 50 万円を超える場合と、過少申告加算金が課される税額が当初申告があった税額か 50 万円のいずれかを超える場合は、その超えた税額に 5%を乗じた金額が加算されます。

また、納税者が課税標準の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装した場合には、重加算金（税額の 35%又は 40%）が課されます。 【法 701 条の 61、法 701 条の 62】

2. 更正・決定

(1) 更正

市長は、申告書又は修正申告書の提出があった場合において、その申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額が、その調査したところと異なる場合には、法定納期限から5年以内に限り事業所税を更正することができます。【法701条の58①】

(2) 決定

納税義務者が納付すべき事業所税の申告書を提出しなかった場合には、市長は、自らの調査したところによって、当該納税義務者が申告すべき課税標準額及び税額を決定することができます。また、その場合には、15%の不申告加算金（税額が50万円を超える場合は超える額に5%を加算）が課されます。【法701条の58②】

3. 事業所等の新設・廃止申告

(1) 申告義務者

申告義務者は、長崎市内において事業所等を新設又は廃止した方です。

【法701条の52①、条例9条①】

(2) 申告期限

事業所等を新設又は廃止した日から1ヶ月以内に申告してください。

【法701条の52①、条例9条①】

なお、法律又は条例で定める申告期限が、休日、土曜日、12月29日～1月3日に該当するときは、これらの日の翌日が申告期限となります。

(3) 申告先

長崎市役所市民税課諸税係

(4) 申告事項

事業所等新設・廃止申告書（46ページ）により、次の事項について申告してください。

- ① 申告者の住所（所在地）、氏名（名称）、法人の代表者氏名、算定期間等
- ② 新設・廃止事業所等の所在地、名称、新設又は廃止年月日、床面積
- ③ 事業所用家屋の所有者の住所（所在地）、氏名（名称）等

様式については、長崎市ホームページ(<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/>)「申請書のダウンロード」からダウンロードできます。

4. 事業所用家屋の貸付等申告

(1) 申告義務者

申告義務者は、事業に係る事業所税の納税義務者に事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている方です。 【法 701 条の 52②、条例 9 条②】

(2) 申告期限

- ① 新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋については、その貸付けを行った日から 1 ヶ月以内に申告してください。
- ② 申告した事項に異動が生じたものにあつては、その異動が生じた日から 1 ヶ月以内に申告してください。 【法 701 条の 52②、条例 9 条②】

なお、法律又は条例で定める申告期限が、休日、土曜日、12 月 29 日～1 月 3 日に該当するときは、これらの日の翌日が申告期限となります。

(3) 申告先

長崎市役所市民税課諸税係

(4) 申告事項

事業所用家屋貸付等申告書 (47 ページ) により、次の事項について申告してください。

- ① 申告者の住所 (所在地)、氏名 (名称)、法人の代表者氏名等
- ② 事業者用家屋の所在地、一棟の床面積
- ③ 納税義務者 (借家人) の氏名 (名称)、住所 (所在地)、貸付等年月日、事業所床面積等

なお、申告にあたっては、建物の位置図・配置図及び平面図等を添付してください。

様式については、長崎市ホームページ(<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/>)「申請書のダウンロード」からダウンロードできます。

第4 申告書の記載例

1. 事業所税の申告書

〔設例〕

長崎市倉庫(株)は、3月(年1回)決算の倉庫業者で、令和6年3月末日の事業所用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた従業者給与総額は、次のとおりです。

(1) 事業所床面積

○本社事務所(長崎市魚の町4番1号).....1,440.00 m²

本社事務所は、A(株)の所有で、使用状況は下図のとおりです。



【本社事務所床面積の計算式】 (計算事例は、10 ページを参照してください。)

$$\underbrace{1,200.00}_{\text{専用部分}} + \underbrace{400.00 \times \frac{1,200.00}{1,200.00 + 800.00}}_{\text{共用部分}} = 1,440.00 \text{ m}^2$$

○西倉庫(三重町1番地1).....2,000.84 m²

※倉庫業者の倉庫で特例控除・減免対象施設

○南倉庫(小ヶ倉町2丁目2番地2).....8,512.00 m²

令和5年10月10日新設し、使用開始

休憩室 50.00 m²

※倉庫業者の倉庫で特例控除・減免対象施設

○東事務所(矢上町3番地3).....350.57 m²

令和5年10月25日に廃止。

(2) 従業者給与総額

○本社事務所..... (役員及び従業員)	60人	240,000,354円
(上記従業員のうち65歳以上の者)	10人	48,138,121円
○南倉庫..... (従業員)	40人	160,375,200円
○西倉庫..... (従業員)	30人	121,600,000円
(上記従業員のうち雇用改善助成対象者)	5人	20,000,757円
○東事務所..... (アルバイト10月25日まで)	4人	2,800,000円

免税点の判定

(1) 資産割

算定期間の末日（令和6年3月31日）での、事業所床面積から、

(本社) (西倉庫) (南倉庫)

$$1,440.00 \text{ m}^2 + 2,000.84 \text{ m}^2 + 8,512.00 \text{ m}^2 = 11,952.84 \text{ m}^2$$

本社の社員食堂及び南倉庫の休憩室は福利厚生施設として非課税施設に該当しますので、免税点は上記事業所床面積から非課税部分を除いた床面積で判定します。

(本社食堂+南倉庫休憩室)

$$11,952.84 \text{ m}^2 - (100.00 \text{ m}^2 + 50.00 \text{ m}^2) = 11,802.84 \text{ m}^2$$

となり、1,000.00 m²を超えることになるので、資産割が課税されます。

(2) 従業者割

算定期間の末日（令和6年3月31日）での、総従業者数から、非課税に係る従業者数を除くと、

(本社) (南倉庫) (西倉庫) (65歳以上)

$$60 \text{ 人} + 40 \text{ 人} + 30 \text{ 人} - 10 \text{ 人} = 120 \text{ 人}$$

となり、100人を超えることになるので、従業者割が課税されます

【月割計算の注意事項】

算定期間の中に中途に新設又は廃止された、南倉庫及び東事務所の課税標準となる床面積は、次のように月割計算されます。

○南倉庫

(事業所床面積) (非課税床面積) (特例控除床面積)

$$8,512.00 \text{ m}^2 - 50.00 \text{ m}^2 - 6,346.50 \text{ m}^2 = 2,115.50 \text{ m}^2$$

※特例控除床面積の計算方法

$$\begin{array}{ccccccc} (8,512.00 \text{ m}^2 - 50.00 \text{ m}^2) & \times & 3/4 & = & 6,346.50 \text{ m}^2 \\ \text{(事業所床面積)} & & \text{(非課税床面積)} & & \text{(特例控除割合)} & & \text{(特例控除床面積)} \end{array}$$

新設の場合は翌月から計算(11月~3月)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(事業所床面積)} & & \text{(使用月数)} & & & & \text{(課税標準)} \\ 2,115.50 \text{ m}^2 & \times & 5/12 \text{ ヶ月} & = & 881.458\bar{3} & & \boxed{881.45 \text{ m}^2} \end{array}$$

○東事務所

(事業所床面積) (使用月数) (課税標準)

$$\begin{array}{ccccccc} 350.57 \text{ m}^2 & \times & 7/12 \text{ ヶ月} & = & 204.499\bar{1} & & \boxed{204.49 \text{ m}^2} \end{array}$$

※小数点第2位未満を切り捨ててください

(1) 納付申告書

個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記入してください。フリガナは必ず付してください。

この申告書の作成時における法人の業務を主宰している方が記名押印し、法人の場合は代表者職氏名を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。

別表一事業所等明細書の「算定期間を通じて使用された事業所等」に係る事業所床面積の合計を①に、「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計を②に記載してください。

別表二（非課税明細書）の⑦の合計（事業所等が2以上ある場合はこれらの合計額とする。）で、①に係る数値は③に、②に係る数値は④に記載してください。

別表三（課税標準の特例明細書）の⑦の合計（事業所等が2以上ある場合はこれらの合計額とする。）で、①に係る数値は⑤に、②に係る数値は⑥に記載してください。

課税標準の算定期間が12月に満たない場合は(①-③-⑤)の数値に算定期間の月数/12(月)を乗じて得た数値を記載してください。

②における事業所毎の(②-④-⑥)の数値を算定期間の月数/12(月)を乗じて得た数値の合計を記載してください。詳しくは月割計算の方法(10ページ)を参照してください。

この欄は記載しない

本店の所在地及び長崎市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。

法第701条の46又は法701条の47の申告の場合は記載しないでください。法第701条の49の申告の場合は「修正」と記載してください。

事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し主たる事業に○印を付してください。

受付印	令和 年 月 日	※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
	(あて先) 長崎市長		通信日付印	確認印				
				0 3 8 0 9 5				
					申告年月日		令和 年 月 日	
(フリガナ) 氏名又は名称	ナガサキシソウコカブシキガイシャ 長崎市倉庫株式会社	氏名	本店	〒 850-8685	電話 (095-822-8888)	事業種目	倉庫業	
(フリガナ) 法人の代表者氏名	ナガサキ イチロウ 長崎 一郎	又は	支店	〒	電話 ()	資本の金額又は出資金	兆 十億 百万 千円 10 000	
		所在地				所轄税務署名	長崎 税務署	
	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの	事業年度又は課税期間				この申告に 応答する者 の氏名	電話 (095-829-1133) 長崎 次郎	

第四十号様式
期末現在における資本の金額又は出資金額を記載してください。

法人税・所得税の申告に係る所轄税務署名を記載してください。

この申告書について応答していただける方の氏名及び電話番号を記載してください。

別表一（事業所等明細書）の従業員給与総額⑬の合計を記載してください。

別表二（非課税明細書）の非課税従業員給与総額⑭の合計を記載してください。

別表三（課税標準の特例明細書）の控除従業員給与総額⑯の合計を記載してください。

課税標準となる従業員給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

申告納付すべき税額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

事業所床面積	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	3	440	84	m ²	従業員給与総額	⑬	十億	百万	千	円
	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	8	862	57	m ²		非課税に係る従業員給与総額	⑭			
非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	③		100	00	m ²	控除従業員給与総額	⑮				円
	②に係る非課税床面積	④		50	00	m ²		課税標準となる従業員給与総額(⑬-⑭-⑮)	⑯	466	637	000
控除事業所床面積	①に係る控除床面積	⑤	1	500	63	m ²	従業員割額	⑰				円
	②に係る控除床面積	⑥	6	346	50	m ²		既に納付の確定した従業員割額	⑱			
課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積(①-③-⑤) × $\frac{\quad}{12}$	⑦	1	840	21	m ²	この申告により納付すべき従業員割額	⑲				円
	②に係る課税標準となる床面積	⑧	1	085	94	m ²		この申告により納付すべき事業所税額(⑫+⑲)	⑳	2	922	200
課税標準となる床面積合計	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	2	926	15	m ²	既に納付の確定した従業員割額	㉑				円
	資産割額(⑨×600円)	⑩	1	755	690	百万 千 円		この申告により納付すべき資産割額(⑩-㉑)	㉒	1	755	690
既に納付の確定した資産割額	⑪				円	関与税理士氏名	電話 ()					

⑪及び㉒は、修正申告の場合にのみ、既に納付の確定した税額を記載してください。

税理士がこの申告書を作成した場合は、その氏名、電話番号を記載してください。

(3) 別表二 (非課税明細書)

この欄は記載しないでください。

非課税に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。

2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。
なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載してください。

課税標準の算定期間を記載してください。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の供する部分がある場合(別表四の共用部分計算書が添付される場合)は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税面積については記載しないでください。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者を該当項目ごとに記載してください。

算定期間に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

※該当者が明らかになる明細を添付してください。

※床面積は小数点第2位未満を切り捨ててください。

算定期間		※ 処理事項		整理番号	事業所	区分	法人(個人)番号	申告区分
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで		氏名又は 名称			長崎市倉庫(株)			
※		事業所等の名称	本社事務所	事業所等の所在地		長崎市魚の町4番1号		
非課税の内訳				資産割		従業者割		
				非課税床面積 ㊦		非課税従業者数 ㊧		非課税従業者給与総額 ㊨
法第701条の34第 3 項第 26 号該当				m ²		人		十億 百万 千 円
法第701条の34第 項第 号該当								
法第701条の34第 項第 号該当								
障害者・65歳以上の従業者						10		48 138 121
合 計				100 00		10		48 138 121
※		事業所等の名称	南倉庫	事業所等の所在地		長崎市小ヶ倉町2-2-2		
非課税の内訳				資産割		従業者割		
				非課税床面積 ㊦		非課税従業者数 ㊧		非課税従業者給与総額 ㊨
法第701条の34第 3 項第 26 号該当				m ²		人		十億 百万 千 円
法第701条の34第 項第 号該当								
法第701条の34第 項第 号該当								
障害者・65歳以上の従業者								
合 計				50 00				
非課税事業所床面積等の合計				150 00		10		48 138 121

第四十四号様式別表二

(4) 別表三 (課税標準の特例明細書)

[課税標準の算定期間を記載してください。]

課税標準の特例明細書

[この欄は記載しないでください。]

[課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください。]

[期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。]

算定期間	令和5年4月1日から		令和6年3月31日まで		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分	
					氏名又は 名称	長崎市倉庫(株)					
※	事業所等の名称		西倉庫		事業所等の所在地						長崎市三重町1番地1
課税標準の特例内訳			資 産 割			従 業 者 割					
			課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ㊲			控 除 割 合 ㊳	控除従業者給与総額 (㊲×㊳) ㊴	
法第701条の41 第1項第14号該当			2 000	84	3/4	1 500	63				
法第701条の41 第 項第 号該当											
雇用改善助成対象者								1/2			
合 計			2 000	84	1 500	63	20 000	757	10 000	378	
※	事業所等の名称		南倉庫		事業所等の所在地						長崎市小ヶ倉町2丁目2番地2
課税標準の特例内訳			資 産 割			従 業 者 割					
			課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ㊲			控 除 割 合 ㊳	控除従業者給与総額 (㊲×㊳) ㊴	
法第701条の41 第1項第14号該当			8 462	00	3/4	6 346	50				
法第701条の41 第 項第 号該当											
雇用改善助成対象者											
合 計			8 462	00	6 346	50					
控除事業所床面積の合計					7 847	13	控除従業者給与総額の合計			10 000 378	

第四十四号様式別表三

[算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(㉞)の控除割合による控除前の給与等の額を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。]

[課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される控除割合を記載してください。]

[㊲に㊳の割合を乗じて得た控除従業者給与総額を記載してください。(1円未満は、切り捨て)]

[※該当者が明らかになる明細書を添付してください。]

[※床面積は小数点第2位未満を切り捨ててください。]

(5) 別表四 (共用部分の計算書)

[課税標準の算定期間を記載してください。]

共用部分の計算書

算定期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	※ 処理 事項		整理番号		事務所		区分		法人(個人)番号		申告区分	
		氏名又は 名称	長崎市倉庫(株)										
※	事業所等の名称	本社事務所		事務所等の所在地	長崎市魚の町4番1号								
専用部分の延べ面積		①	2 000	00	③ の 内 訳							⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積		②	1 200	00	消防設備等に係る共用床面積				⑦	㎡			
非課税に係る共用床面積		③			防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積		⑧				
③以外の共用床面積		④	400	00			2分の1が非課税となる共用床面積		⑨	(×1/2)			
共用床面積の合計 (③+④)		⑤	400	00	⑦~⑨以外の非課税に係る共用床面積				⑩				
事業所床面積となる共用床面積 (④×②/①)		⑥	240	00	合 計 (⑦~⑩)				⑪				
※	事業所等の名称	事務所等の所在地											
専用部分の延べ面積		①			③ の 内 訳							⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積		②			消防設備等に係る共用床面積				⑦	㎡			
非課税に係る共用床面積		③			防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積		⑧				
③以外の共用床面積		④					2分の1が非課税となる共用床面積		⑨	(×1/2)			
共用床面積の合計 (③+④)		⑤			⑦~⑨以外の非課税に係る共用床面積				⑩				
事業所床面積となる共用床面積 (④×②/①)		⑥			合 計 (⑦~⑩)				⑪				

[※ 床面積は小数点第2位未満を切り捨ててください。]

[※ ⑦~⑩に記載がある場合は別表二 (非課税明細書) に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。]

この欄は記載しないでください。

一棟の床面積から「共用床面積の合計⑤」を除いた延べ面積を記載してください。

①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積(専用床面積)を記載してください。なお、この専用床面積は「第44号様式 別表一事業所等明細書」の「専用床面積⑦」の欄と一致します。

⑪の欄の数値を記載してください。

⑦、⑧及び⑨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。

共用部分の床面積(共用床面積)のうち、政令第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載してください。

共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段、非常用エレベーター等に係る床面積を記載してください。

共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。

共用床面積のうち⑦、⑧及び⑨以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

第四十四号様式別表四

(6) 事業所税納付書 (令和5年4月から非OCRの納付書での納付が可能となりました。令和6年3月から督促手数料の欄が削除されています。)

① OCR対応納付書 (長崎市が発行する納付書)

公 長崎市事業所税領収証書

口座番号 01710-9-961727 加入者名 長崎市

〒850-8685 納税者住所(所在地)・氏名(名称)
長崎市魚の町4番1号
長崎市倉庫(株) 様

令和05年04月01日 から
令和06年03月31日 までの事業所税

申告区分 3 3.申告 4.修正 5.更正 6.決定

納期限 令和06年05月31日

◎この領収証書は5年間保存してください。

年度	整理番号
06	038095
税額	2,922,200 円
延滞金	円
加算金	円
合計額	2,922,200 円

領収日付印

納税者(保管)

公 長崎市事業所税納付書

口座番号 01710-9-961727 加入者名 長崎市

年度	整理番号
06	038095
氏名	長崎市倉庫(株)
税額	2,922,200 円
延滞金	円
加算金	円
合計額	2,922,200 円

納期限 令和06年05月31日

領収日付印

収納機関用(保管)

公 長崎市事業所税領収済通知書

口座番号 01710-9-961727 加入者名 長崎市 長崎

この用紙は直接機械に読ませますので汚したり折り曲げたりしないでください。

氏名 長崎市倉庫(株) 様納

ID 都市コード 所属コード 分類 税 額 円
250 201 1610 009 2,922,200

年度 番号 06 038095

事業年度年 月 日から 年 月 日まで
05 04 01 06 03 31

申告区分 3

3.申告 4.修正 5.更正 6.決定

合計額 2,922,200 円

納期限 令和06年05月31日

上記のとおり領収しましたので通知します。

取りまとめ店 (あて先)長崎市会計管理者
ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター (〒812-8794)
十八親和銀行長崎市役所支店

領収日付印

受付店→取りまとめ店→長崎市(保管)

② 非OCR納付書 (長崎市HPよりダウンロードして使用可能な納付書)

事業所税領収済通知書

納期限 R6年5月31日

領収日付印

受付店(局)→取りまとめ店→長崎市(保管)

事業所税納付書

納期限 R6年5月31日

領収日付印

(金融機関保管)

事業所税領収証書

納期限 R6年5月31日

領収日付印

(納税者保管)

(税額及び合計額は申告額を記載してください。)

② 「非OCR納付書」については、
長崎市ホームページ(<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/>)
「事業所税」からダウンロードできます。

「非OCR納付書」は、3枚1組になりますので、はさみ等で点線を切り取り
3枚セットで提出してください。
ただし、ゆうちょ銀行において納付する場合は、切り取らずに窓口へ
ご提出ください。

2. 事業所等の新設・廃止申告書

前記「1. 事業所税の申告書〔設例〕」(32 ページ)における長崎市倉庫(株)南倉庫の新設申告の記載例

<div style="border: 2px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px; margin-bottom: 5px;">新 設</div>				
事 業 所 等 申 告 書				
廃 止				
令和 5 年 11 月 8 日				
(あて先) 長崎市長				
申 告 者	法 人 番 号	0123456789012		
	(ふりがな) 氏名又は名称	ながさきしそうこ 長崎市倉庫(株)		
	(ふりがな) 法人の代表者氏名	ながさき いちろう 長崎 一郎		
	住所又は所在地	〒 850-8685 電話番号 (095) 822-8888 長崎市魚の町4番1号		
	事 業 種 目	倉庫業		
	資 本 金	1,000 万円	従業者数	130 人
	担当者氏名等	部 署 財務経理部 氏 名 長崎 次郎 電話番号 (095) 829-1133		
事業所等を 新設 ・ 廃止 しましたので、長崎市事業所税条例第9条第1項の規定に基づき次のとおり申告します。				
算 定 期 間		自 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 至 令和 6 年 3 月 31 日		
新設・廃止の年月日		令和 5 年 10 月 10 日		
事業所用家屋	所 在 地	長崎市小ヶ倉町2丁目2番地2		
	名 称	南倉庫		
	家 屋 番 号	2番2号		
事業所床面積	専用部分の床面積 ①	8,512	00 m ²	
	共用部分の床面積 ②	0	00 m ²	
	総床面積 (①+②) ③	8,512	00 m ²	
事業所用家屋 の所有者	住所又は所在地			
	氏名又は名称 (ビル等の名称)	自社所有 (●●ビル)		
備 考				

※様式については、長崎市役所ホームページ(<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/>)からダウンロードできます。

3. 事業所用家屋の貸付等申告書

前記「1. 事業所税の申告書〔設例〕」(32 ページ)におけるA(株)ビルの貸付等申告の記載例

事業所用家屋の貸付等申告書

令和 6 年 3 月 31 日

(あて先) 長崎市長

申告者	法人番号	9876543210987	
	(ふりがな) 氏名又は名称	エー A(株)	
	(ふりがな) 法人の代表者氏名	さくらまち たろう 桜町 太郎	
	住所又は所在地	〒850-0031	電話番号 (095) 829-1227
		長崎市桜町2番地1	

長崎市事業所税条例第9条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

事業所用家屋の所在地及び建物名		長崎市魚の町4番1号							
事業所用家屋の床面積		2,400.00 m²							
納税義務者 (借主) の氏名等	番号	借主の住所又は所在地	貸付等年月日	専用床面積		共用床面積		計	
		借主の氏名又は名称	事由	ア		イ		ウ (ア+イ)	
	1	長崎市魚の町4番1号	平成22年3月15日		m ²		m ²		m ²
		長崎市倉庫(株)	貸付 変更・解約	1,200	00	240	00	1,440	00
			年 月 日		m ²		m ²		m ²
			貸付・変更・解約						
		年 月 日		m ²		m ²		m ²	
		貸付・変更・解約							
		年 月 日		m ²		m ²		m ²	
		貸付・変更・解約							
備考									

※この申告書を提出する場合は、建物の平面図等を添付すること。

※様式については、長崎市役所ホームページ(<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/>)からダウンロードできます。

4. 事業所税に係る更正の請求書

前記「1. 事業所税の申告書〔設例〕」(32 ページ)における長崎市倉庫(株)の申告に後日更正の請求書を提出する際の記載例

受付印

事業所税に係る更正の請求書

令和 6 年 8 月 16 日

(あて先) 長崎市長

請求者	法人番号	0123456789012		
	(ふりがな) 氏名又は名称	ながさきしろうこ 長崎市倉庫(株)		
	(ふりがな) 法人の代表者氏名	ながさき いちろう 長崎 一郎		
	住所又は所在地	〒850-8685	電話番号 (095) 822-8888	
	担当者氏名等	部署 財務経理部 氏名 長崎 次郎	電話番号 (095) 829-1133	

地方税法第20条の9の3の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

算定期間	自 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 至 令和 6 年 3 月 31 日			
更正請求の理由	※更正の請求を行う理由を記入してください。			
	区分	更正前 ①	更正後 ②	差引 ②-①
資産割	課税標準となる 床面積合計	2,926.15 m ²	2,885.15 m ²	
	資産割額	1,755,690 円	1,731,090 円	
従業者割	課税標準となる 従業者給与総額	466,637,000 円	466,637,000 円	
	従業者割額	1,166,592 円	1,166,592 円	
納付すべき事業所税額		2,922,200 円	2,897,600 円	▲ 24,600 円

※還付がある場合の振込先口座

銀行名	支店名	種別	口座番号	口座名義
●●銀行	▲▲支店	普通	1234567	ナガサキシソウコ(カ)

※「更正前の申告書の写し」及び「更正の内容を確認できる書類等」を併せて提出してください。

5. 事業所税減免申請書

前記「1. 事業所税の申告書〔設例〕」(32 ページ)における長崎市倉庫(株)に係る減免申請を提出する際の記載例



事業所税減免申請書

令和 6 年 5 月 8 日

(あて先) 長崎市長

申請者	法人番号	0123456789012
	(ふりがな) 氏名又は名称	ながさきしろうこ 長崎市倉庫(株)
	(ふりがな) 法人の代表者氏名	ながさき いちろう 長崎 一郎
	住所又は所在地	〒850-8685 電話番号 (095) 822-8888 長崎市魚の町4番1号

長崎市事業所税条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり事業所税の減免を申請します。

算定期間	自 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 至 令和 6 年 3 月 31 日
減免前資産割額	2,922,200 円
減免前従業者割額	0 円
減免を受けようとする額	829,000 円

減免を受けようとする理由	<p>【減免を受けようとする理由】 長崎市事業所税条例施行規則別表第 1 (第 2 条関係)第 11 号に該当するため (倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する施設で 3 万 m²未満であるため)</p> <p>【減免を受けようとする額の算出】 例 (事業所の所在地)(事業所床面積) - (非課税) - (特例) = (減免額) ① 西倉庫(三重町) 2000.84 m²-0 m²-1500.63 m² = 500.21 m²×600 円=300,100 円 ② 南倉庫(小ヶ倉) 8512.00 m²-50 m²-6346.50 m²=881.45 m²×600 円=528,900 円</p>
	備考

6. みなし共同事業に係る明細書

特殊関係者を有する方が申告してください。

共用床面積は建物で共用している床面積に専用床面積の割合を乗じて計算してください。
共用床面積の計算については、9ページを参照ください。

事業所床面積から非課税床面積を差引いてください。

算定期間末日現在の内容を記載してください。

みなし共同事業に係る明細書

令和6年3月31日現在

家屋内に同族会社が所在している家屋について記載してください。

申告者 (特殊関係者を有する者)	〇〇株式会社 TEL (095-***-****)	応答者の氏名	経理部 〇〇 TEL (095-***-****)
みなし共同事業に係る家屋の所在地	長崎市魚の町4番1号	ビル名等	桜町ビル

みなし共同事業に関する家屋の面積と従業員数のみを記載ください。別棟の建物については合算しないでください。

区分	資産割				従業員割			備考
	専用床面積 共用床面積	事業所床面積	非課税床面積	差引床面積	従業員数	非課税者数	差引人数	
みなし共同事業に係る貴社の家屋面積及び従業員数	450.00㎡ 135.00㎡	585.00㎡	100.00㎡	485.00㎡	20人	3人	17人	
みなし共同事業に係る家屋に所在する特殊関係者	甲 株式会社 住所又は所在地 長崎市△△町123-4 84.00㎡	364.00㎡	28.00㎡	336.00㎡	12人	0人	12人	
	乙 株式会社 長崎市□□5丁目6-66 33.00㎡	143.00㎡	15.00㎡	128.00㎡	10人	1人	9人	
	株式会社 丙 長崎営業所 長崎市◇◇町789 28.50㎡	123.50㎡	15.00㎡	108.50㎡	10人	0人	10人	
	株式会社 丁 長崎市●●町678-9 18.00㎡	78.00㎡	6.00㎡	72.00㎡	8人	2人	6人	
	長崎 太郎 長崎市▲▲町1234 10.50㎡	45.50㎡	0.00㎡	45.50㎡	3人	0人	3人	
合計		資産割免税点判定		1,175.00㎡	従業員割免税点判定		57人	

同一家屋内に所在する同族会社について記載ください。

専用床面積と共用床面積の和

非課税に該当する床面積について記載ください。
非課税については、18ページを参照ください。

非課税に該当する従業員数を記載ください。
非課税については、18ページを参照ください。

従業員数から非課税者数を差引いてください。

- ・この明細書は、地方税法第701条の32第2項の規定により共同事業とみなされる事業を行う場合に特殊関係者を有する方が記載し、事業所税の申告書(第44号様式)に添付して提出してください。
- ・この明細書は、みなし共同事業に係る事業所等の所在する家屋ごとに作成してください。
- ・みなし共同事業の対象となる事業所家屋が市内に複数存在する場合は、それぞれの明細の合計欄を合算して、免税点判定を行ってください。
- ・特殊関係者を有する方に係る算定期間の末日現在の内容を記載してください。

第5 別表

別表1：非課税対象一覧表

区分	番号	対 象	適用の有無		根拠法令	要 件 等	具 体 例
			資産割	従業者割			
共通	1	勤労者福利厚生施設 (57ページ参照)	○	○	法701の34③ -26・令56の 41・規24の7	勤労者の福利厚生施設	①事業主等で組織する団体が経営し、勤労者の利用に供する福利厚生施設 ②健康保険組合、共済組合又はその連合会が経営し、組合員の利用に供する福利厚生施設 ③その他勤労者の利用に供する福利厚生施設 ア農協、消費生協、厚生年金基金、労働組合、国家公務員又は地方公務員の団体その他が経営し、その構成員の利用に供する福利厚生施設 イ民法34条の法人又は人格のない社団等が経営し、勤労者の利用に供する福利厚生施設 ウ上記から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で勤労者の利用の用に供する福利厚生のための施設
消防	2	消防用設備・防火施設又は設備 (58ページ参照)	○		法701の34 ④・令56の 43・規24の9	消防法第17条第1項に規定する防火対象物で百貨店、旅館等多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの及び同条第3項に規定する特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分	
農林水産業関係	3	農林漁業者生産用施設	○	○	法701の34③ -11・令56の 27・規24の3	農業、林業又は漁業を営む者の生産用施設	農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ及びきこの栽培施設
	4	農業協同組合等共同利用施設	○	○	法701の34③ -12・令56の 28・規24の4	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設	農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会 ①生産の用に供するもの ②国の補助、(株)日本政策金融公庫の資金、農業近代化資金等の貸付を受けて設置された保管、加工、流通施設 ③農林水産業者の研修施設 ④試験研究施設
	5	卸売市場等	○	○	法701の34③ -14・令56の 29・規24の5	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能の補完施設	①中央卸売市場、地方卸売市場 ②日本政策金融公庫法別表1に規定する付設集卸市場 ③卸売又は仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター ④卸売市場法第39条第1号の規定による生鮮食料品等の保管施設

別表1：非課税対象一覧表

区分	番号	対象	適用の有無		根拠法令	要件等	具体例
			資産割	従業者割			
港湾関連	6	港湾運送事業用施設		○	法701の34⑤・令56の46・規24の10	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設に属する従業者の給与	港湾運送の業務に従事する労働者詰所及び現場事務所に属するもの
中小企業関連	7	中小企業の集積の活性化事業等用施設	○	○	法701の34③-18・令56の34・規24の5の2	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸し付けを受けて設置する施設	中小企業の集積の活性化に寄与する事業…独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業 施設…工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備
	8	総合特別区域法により中小企業者が貸付を受けた施設	○	○	法701の34③-19・令56の35・規24の5の3、5の4	中小企業者が総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資する事業又は同条第3項第5号イに規定する地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業を行うため、市町村からの資金の貸付を受けて設置した、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する施設	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫、共同施設、これらの附属設備
交通事業関連	9	路外駐車場 (57ページ参照)	○	○	法701の34③-27・令56の42・規24の8	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場	①路外駐車場で都市計画において定められたもの ②特定路外駐車場で駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの ③一般公共の用に供されるものとして指定都市の長が認めた路外駐車場
	10	駐輪場	○	○	法701の34③-28	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐輪場	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐輪場として都市計画に定められたもの
	11	鉄道事業用施設	○	○	法701の34③-20・令56の36	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者の事業用施設	本来の事業の用に供する施設のうち事務所、発電施設以外の施設

別表1：非課税対象一覧表

区分	番号	対 象	適用の有無		根拠法令	要 件 等	具 体 例
			資産割	従業者割			
交通事業関連	12	自動車運送事業用施設	○	○	法701の34③-21・令56の37	次に掲げる運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 ①道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業 ②貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業 ③貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの ④貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業者のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（第一種貨物利用運送事業は含まれません。）	本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
	13	自動車ターミナル施設	○	○	法701の34③-22・令56の38	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナル施設	本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設
	14	国際航空路線事業施設	○	○	法701の34③-23・令56の39・規24の6	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、当該国際航空路線に係る施設	格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、整備用機材の保管施設、地上作業用機材の整備施設、車庫、変電所、配電所、旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャーーム、遺失物保管施設、手荷物取扱施設、待合室、ロビー、通路、階段等
	15	高速道路用施設	○	○	法701の34③-29、令56の42の2	高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する事業に供する施設	本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設
公害関連事業	16	一般廃棄物処分施設	○	○	法701の34③-8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書き若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業用施設	市町村長の許可を受けた廃棄物の収集、運搬、環境大臣の認定を受けた廃棄物の再生利用又は市町村の委託を受けて収集、運搬、処分を行う事業用施設
教育	17	博物館・教育文化施設	○	○	法701の34③-3・令56の24	博物館法第2条第1項に規定する博物館その他の教育文化施設	①博物館法第2条第1項の博物館 ②図書館法第2条第1項の図書館 ③学校教育法附則第6条の幼稚園
福祉	18	保護施設	○	○	法701の34③-10・令56の26の2	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
	19	小規模保育事業用施設	○	○	法701の34③-10の2	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	

別表1：非課税対象一覧表

区分	番号	対象	適用の有無		根拠法令	要件等	具体例
			資産割	従業者割			
福祉	20	児童福祉施設	○	○	法701の34③-10の3・令56の26の3	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
	21	認定こども園	○	○	法701の34③-10の4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	認定こども園
	22	老人福祉施設	○	○	法701の34③-10の5・令56の26の4	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
	23	障害者支援施設	○	○	法701の34③-10の6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	施設入所支援を行うとともに施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
	24	社会福祉事業施設	○	○	法701の34③-10の7・令56の26の5	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業用施設	生計困難者に対して助葬を行う事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業など
	25	介護支援事業施設	○	○	法701の34③-10の8	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業用施設	地域包括支援センター
	26	事業所内保育事業用施設	○	○	法701の34③-10の9	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	
医療	27	病院、診療所、介護老人保健施設、医療関係者の養成所	○	○	法701の34③-9・令56の26	①医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所 ②介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院 ③医療関係者の養成所	①病院、診療所 ②介護医療院は、医療法人が開設するもの ③医療関係者は、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師
特定業種	28	公衆浴場	○	○	法701の34③-4・令56の25	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場	物価統制令第4条により都道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場
	29	と畜場	○	○	法701の34③-5	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	食用に供する目的で獣畜をとさつ、解体する施設
	30	死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34③-6	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設
	31	一般信書便事業施設	○	○	法701の34③-25・令56の40の2・規24の6の3	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者の事業用施設	信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付、管理用施設

別表 1 : 非課税対象一覧表

区分	番号	対 象	適用の有無		根拠法令	要 件 等	具 体 例
			資産割	従業者割			
特殊業種	32	郵便事業施設	○	○	法701の34③-25の2・令56の40の3・規24の6の4	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務の用に供する施設	郵便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び保管の用に供する施設等
公共事業関連	33	水道施設	○	○	法701の34③-7	水道法第3条第8項に規定する水道施設	取水、貯水、導水、浄水、送水、配水のための施設で水道事業者、専用水道の設置者等が管理しているもの
	34	電気事業又は卸電気事業用施設	○	○	法701の34③-16・令56の32	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業又は同項第14号に規定する発電事業施設	電気工作物及び当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
	35	ガス事業又は簡易ガス事業用施設	○	○	法701の34③-17・令56の33	①ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業施設 ②同条第9項に規定するガス製造事業施設	ガス工作物及び当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
	36	電気通信事業施設	○	○	法701の34③-24・令56の40・規24の6の2	電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業者の事業用施設	総務大臣の認定を受けた電気通信事業者の事業用施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設
国等	37	国及び公共法人	○	○	法701の34①	国、非課税独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人	
	38	公益法人等	○	○	法701の34② 令56の22 令56の23	法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業 ※理容師・美容師養成施設において、修得者過程を導入している場合は課税対象となる可能性があります。	学校法人、宗教法人、社会福祉法人、漁業共済組合、国民健康保険団体連合会など
障害者及び65歳以上	39	障害者及び年齢65歳以上の者(役員を除く。)		○	法701の31①-5・令56の17	①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は知的障害者 ②身体障害者 ③戦傷病者 ④原子爆弾被爆者 ⑤要介護者 ⑥65歳以上の者で、その障害の程度が①②に準ずるものとして市長の認定を受けている者	

(1) 主な非課税対象施設

①勤労者福利厚生施設（番号 1）

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは

体育館、保養所、理髪室、医務室、更衣室、浴室、休憩室、娯楽室、食堂、売店、喫茶店等をいいます。

ただし、業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設に該当しません。

例えば、タクシー乗務員の仮眠室、電話交換手の休憩室、制服着用義務者の更衣室、工場の浴室等です。

また、会議室と兼用している場合についても非課税とはなりません。

②消防用設備・防災施設又は設備（番号 2）

消防用設備及び防災施設等とは、消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で百貨店、旅館等多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第 56 条の 43 第 1 項で定める防火対象物に設置される消防用設備及び防災施設等で一定のものをいいます。

よって、非課税の対象となるのは、特定防火対象物〔表 1〕（58 ページ）に設置される消防用設備等及び防災施設等〔表 2〕（59 ページ）に限られますので、一般事業用家屋に当該設備が設置されていても、非課税に該当しないものです。

※非課税となる設備等

〔表 1〕に掲げる消防法施行令で設置が義務付けられた特定防火対象物内の〔表 2〕に掲げる消防用設備等の床面積について一定割合が非課税となります。

③路外駐車場（番号 9）

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供される次に掲げるものをいいます。

ア 都市計画において定められたもの

イ 駐車場法第 12 の規定により届出がなされたもの

ウ 不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離にあつて、一般公共の用に供されているもの

その範囲は、駐車のために供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及びターンテーブル等を含むものです。

なお、一般公共の用に供される駐車場とは、営業形態が時間貸しで、利用者を特定しない場合に路外駐車場に該当し、月極貸し等で利用者を特定している場合は、路外駐車場に該当しません。

同一駐車場内に「時間貸し」と「月極貸し」とが併設されている場合は、その面積割合により非課税部分を計算します。

〔表1〕 地方税法施行令第56条の43に係る特定防火対象物一覧表

項	防火対象物の用途等
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに本表(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（ロに掲げるものを除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

注 本表は、「消防法施行令別表第1」に基づき作成したものです。

〔表2〕 地方税法施行令第56条の43に係る消防用設備及び防火施設等に
 関連する非課税施設一覧表

番号	非課税対象床面積	非課税割合
1	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水槽に係る水槽の設置部分	全部
2	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備のポンプ室	全部
3	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター、漏電火災報知機、連結散水設備、連結送水管	全部
4	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	全部
5	泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備の消火薬剤の貯蔵庫等	全部
6	動力消防ポンプ設備の格納庫	全部
7	消火栓箱、消防用器具の格納箱等	全部
8	避難器具の設置部分	全部
9	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	全部
10	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	全部
	(3) (1)又は(2)以外の直通階段で避難階へ通ずるものの階段室 (4) (1)～(3)以外の階段室（防火区画されているものに限る）	1/2
11	廊下の部分	1/2
12	避難階における屋外への出入口の部分	1/2
13	非常用進入口のバルコニーの部分	全部
14	中央管理室（4の部分を除く。）	1/2
15	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路（機械室を含む）及び乗降ロビー	全部
	(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る） (3) 吹抜部分等（防火区画されているものに限る）	1/2
16	避難通路（主要避難通路及び補助避難通路） (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	全部
	(2) (1)以外の避難通路	1/2
17	長崎市火災予防条例の規定に基づき設置する喫煙所	1/2
18	その他（行政命令に基づき設置するもの） (1) 避難階段の附室 (2) 避難のための屋内バルコニー (3) 防災センター及び防災サブセンター (4) 消防用機器等の操作面積（行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。）	1/2

※ 消防用設備等で表中、非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。

別表2:課税標準の特例対象一覧表

区分	番号	施設	特例割合		根拠法令	要件等	具体例
			資産割	従業者割			
ホテル・旅館	1	ホテル、旅館施設 (63 ページ参照)	1/2	—	法 701 の 41① —9・令 56 の 60・規 24 の 19	旅館業法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で政令で定めるもの(法 701 の 41①—10(港湾法による宿泊所) に掲げるものを除く)	客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等で宿泊に係るもの 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号に掲げる営業(風俗関連営業)の用に供されるものを除く
交通事業	2	タクシー事業施設	1/2	1/2	法 701 の 41① —15・令 56 の 63	道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる事業の用に供する施設で政令で定めるもの	タクシー事業者が、その本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設 (例)車庫、給油施設、洗車場等
	3	公共飛行場施設	1/2	1/2	法 701 の 41① —16・令 56 の 64・規 24 の 20	公共の飛行場に設置される施設で政令で定めるもの(法第 701 の 34③—23 (国際航空路線事業施設) に掲げるものを除く)	①航空機関係の施設のうち、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、貨物取扱施設、航空機部品の整備及び保管のための施設、整備用資材保管施設、地上作業用機材の整備のための施設、車庫、変電所、配電所 ②旅客関係の施設のうち、旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャーーム、遺失物保管室、手荷物取扱施設 ③待合室、ロビー、通路、階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設
倉庫施設・流通業務施設	4	倉庫業者の倉庫	3/4	—	法 701 の 41① —14	倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(法 701 の 41①—11 号及び法 701 の 41①—18 号に掲げるものを除く)	倉庫業者の倉庫(港湾法に規定する荷さばき施設、保管施設及び流通業務区域内に設置される倉庫を除く)
	5	流通業務地区内の施設	1/2	1/2	法 701 の 41① —17・令 56 の 65	流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される施設で同法第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号に掲げる施設で政令で定めるもの(法 701 の 41①—18 に掲げるものを除く)	トラックターミナル(自動車ターミナル法に規定するトラックターミナルを除く)、鉄道の貨物駅(鉄道事業の用に供する貨物駅を除く)、倉庫、上屋、荷さばき場等(事務所部分は除く)
	6	流通業務地区内の倉庫	3/4	1/2	法 701 の 41① —18	流通業務市街地の整備に関する法律第 4 条第 1 項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫

別表2:課税標準の特例対象一覧表

区分	番号	施設	特例割合		根拠法令	要件等	具体例
			資産割	従業者割			
港湾施設	7	港湾施設のうち一定の施設	1/2	1/2	法701の41 ①-10・令56の61・規24の19	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で政令で定めるもの	①航行補助施設のうち、港務通信施設 ②旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所(ロビー、浴室、厨房、機械室、これらに類する施設で宿泊に係るもの) ③船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理工場、船舶保管施設
	8	港湾施設のうち上屋及び倉庫施設	3/4	1/2	法701の41 ①-11・令56の62	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、同項第6号又は第8号に掲げる施設で政令で定めるもの	港湾区域及び臨港地区内の上屋及び倉庫等 ※倉庫については倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫に限る
	9	コンテナ貨物荷さばき施設	1/2	—	法701の41 ①-12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設(法701の41①-11に掲げるものを除く)	港湾法に規定する荷さばき施設及び保管施設を除く
	10	一般港湾運送事業港湾荷役事業用の上屋	1/2	—	法701の41 ①-13	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち、同法第3条第1号または第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋(法701の41①-11に掲げるものを除く)	当該事業者の事業の用に供する港湾区域外の上屋
組合	11	協同組合等の施設	1/2	1/2	法701の41 ①-1	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	農業協同組合、中小企業等協同組合(企業組合を除く)等
公害関連事業	12	公害の防止、資源の有効利用施設	3/4	—	法701の41 ①-3・令56の53・規24の11	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの(法701の41①-4(産業廃棄物の収集、運搬、処分施設)に掲げるものを除く)	①水質汚濁防止法による特定施設等を設置する工場等の汚水処理施設等 ②大気汚染防止法によるばい煙処理施設等 ③大気汚染防止法附則による指定物質の排出、飛散抑制施設 ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律によるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設 ⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律による廃油処理施設 ⑥ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン類の処理施設

別表2:課税標準の特例対象一覧表

区分	番号	施設	特例割合		根拠法令	要件等	具体例
			資産割	従業者割			
公害関連事業	13	産業廃棄物の収集運搬又は処分の事業施設	3/4	1/2	法 701 の 41① -4・令 56 の 53 の 2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 6 項の規定若しくは第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可又は同法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの	①広域臨海環境整備センター法による産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業用施設 ②浄化槽法による浄化槽の清掃の事業用施設 ③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律による廃油処理施設 ※事務所を除く
教育	14	専修学校 各種学校施設	1/2	1/2	法 701 の 41① -2	学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	経理専門学校、料理学校、美容・理容学校、洋裁・和裁学校 ※学校法人又は私立学校法第 152 条第 5 項の法人が設置するものは非課税(法 701 の 34②)
特定業種	15	家畜市場	3/4	—	法 701 の 41① -5	家畜取引法第 2 条第 3 項に規定する家畜市場	家畜取引のために開設される市場であって、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるもの
	16	生鮮食料品の 価格安定施設	3/4	—	法 701 の 41① -6・令 56 の 54・規 24 の 12	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの	国若しくは地方公共団体の補助又は(株)日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
	17	醸造業の製造用 施設	3/4	—	法 701 の 41① -7・令 56 の 56	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの	包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設とする
	18	木材取引市場 木材保管施設	3/4	—	法 701 の 41① -8・令 56 の 57・規 24 の 14	木材取引のための市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材加工業者で政令で定めるもの若しくは木材の販売業者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの	①市場とは、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買がせり売り又は入札の方法で行われるもの ②木材加工業者とは製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は工業標準化法に基づく日本工業規格 A 9〇〇二に適合する処理方法により行われる木材防腐処理業を営む者 ③木材の保管施設で軽減の対象になるのは、専ら木材の保管の用に供される施設

別表2:課税標準の特例対象一覧表

区分	番号	施設	特例割合		根拠法令	要件等	具体例
			資産割	従業者割			
特定業種	19	特定信書便事業用施設	1/2	1/2	法 701 の 41① -19・令 56 の 66・規 24 の 21	民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け及び配達のために供する施設、その他信書便物の送達のために供する施設で信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理のために供する施設
障害	20	心身障害者の雇用促進の助成金対象施設	1/2	—	法 701 の 41②・ 令 56 の 68・規 24 の 22	心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等(障害者の雇用の促進等に関する法律第 49 条第 1 項第 6 号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る)において行う事業	下記の要件をいずれも満たす事業所 ①下記により求められる人数が 10 人以上であること。 (常時雇用する心身障害者数)+(短時間労働重度心身障害者数)+(短時間労働心身障害者数の 1/2) ②下記により求められる割合が 1/2 以上であること。 {(常時雇用する重度心身障害者数×2)+(常時雇用する心身障害者数)+(短時間労働心身障害者数の 1/2)}÷{(常時雇用する労働者数)+(短時間労働者数の 1/2)}
雇用	21	雇用改善助成対象事業所	—	1/2	法 701 の 31① -5・令 56 の 17 の 2・規 24 の 2	年齢 55 歳以上 65 歳未満の者のうち雇用保険法その他の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるもの	年齢が 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させるための訓練を受けた者

★適用期限のあるもの

区分	番号	施設	特例割合		根拠法令	要件等
			資産割	従業者割		
特定業種	22	特定農産加工業者又は特定事業協同組合等の事業用施設	1/4	—	法附則 33-5	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの 法人:令和 8 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分までに限る 個人:令和 7 年分までに限る
福祉	23	企業主導型保育事業の用に供する施設	3/4	3/4	法附則 33-6	平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を継続して受けている者が行う認可外の事業所内保育施設(当該補助が途切れた場合は、途切れた時点を含む事業年度分以降、課税標準の特例は適用されません。)

(2) 主な特例対象施設

① ホテル、旅館施設(番号1)

これらの施設については、資産割に係る事業所税について2分の1控除の課税標準の特例が認められていますが、具体的には次に掲げる施設が対象とされています。なお、下記ア～オ以外の施設については、特例の対象とならないので留意する必要があります。

ア 客室

イ 食堂(専ら宿泊客の利用する施設に限る。)

食堂が専ら宿泊客の利用に供する施設にあたるかどうかは、その食堂に対する宿泊客の利用がおおむね8割程度以上あるかどうかによります。

なお、ホテルの主食堂(メイン食堂)は、専ら宿泊客の利用に供する施設に該当します。

したがって、グリル等の食堂については「専ら」に該当しない限り課税対象になります。

ウ 広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。)

主として宿泊客以外の者の利用に供する施設とは、旅館の広間の利用形態が5割以上宿泊客以外の者、すなわち外部の者によって利用されている場合の広間をいいます。この場合の広間については、課税対象となります。

エ ロビー、浴室、厨房、機械室(政令第56条の43第2項に規定する消防用設備等又は同条第3項に規定する防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除く。)

オ 以上のほか、これらに類する施設として、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室が特例対象になります。

別表3：減免対象一覧表

規則各号	対 象	減免割合		要 件 等
		資産割	従業者割	
1号	教科書出版事業用施設	1/2	1/2	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設
2号	演劇興行業用施設	1/2	—	地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という。)で、次に掲げるもの ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの(おおむね同程度以上) ※当該舞台、部舞台裏及び楽屋に係る資産割の2分の1
3号	指定自動車教習所	1/2	1/2	道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項の規定による指定自動車教習所
4号	修学旅行用バス施設	一定割合 (※)	一定割合 (※)	道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和22年法律第22号)第1条に規定する学校(大学を除く。))又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)
5号	酒類保管用倉庫	1/2	—	酒税法(昭和28年法律第6号)第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫
6号	タクシー事業用施設	全部	全部	地方税法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの
7号	中小企業近代化助成施設	全部	全部	中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの
8号	農林中央金庫	全部	全部	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設

※一定割合については、次のとおり

$$\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$$

別表3：減免対象一覧表

規則各号	対 象	減免割合		要 件 等
		資産割	従業者割	
9号	農林水産業者の共同利用施設	全部	全部	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（地方税法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）
10号	果実飲料等の保管用倉庫	1/2	—	果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。）
11号	倉庫業者の倉庫	全部	全部	地方税法第701条の41第1項の表第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000平方メートル未満であるもの
12号	(ア) ビルの室内清掃に従事する者	—	全部	次に掲げる事業を行う者が本来の事業の用に供する施設 ア ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者 ※当該事業に従事する者に係る従業者割の全部
	(イ) 列車内で食堂事業等に従事する者	—	1/2	イ 列車内において食堂及び売店の事業を行う者 ※当該事業に従事する者に係る従業者割の2分の1
13号	古紙の回収事業用施設	1/2	—	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設
14号	家具保管用施設	1/2	—	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設
15号	コンテナ施設の荷さばき施設	1/2	—	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設
16号	織物等の製品保管施設	1/2	—	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設
17号	つけものの製造用施設	3/4	—	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設

別表3：減免対象一覧表

規則各号	対 象	減免割合		要 件 等
		資産割	従業者割	
18号	藺製品等の保管用施設	1/2	—	藺製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(藺製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む。)
19号	粘土かわら製造業用の施設	1/2	—	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施釉場を含む。)及び製品倉庫